

第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時: 2016年6月29日(水曜日)

受付開始 午前 9時 / 開会 午前10時

場所: 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

ザ・キャピトルホテル 東急 1階「鳳凰」

自然と健康を科学する

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お知らせ・株主メモ



 株式会社 **ツムラ**

証券コード: 4540

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本・大分を中心に発生した地震で犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、第80期(2015年4月1日～2016年3月31日)を最終年とする4カ年の第1期中期経営計画において、一部原料生薬の価格高騰や為替変動に直面しながらも、漢方・生薬事業の成長基盤強化に取り組んでまいりました。本年5月に公表しました新中期経営計画では、第1期における成果と課題、事業環境の大きな変化をふまえ、より長期的視点で成長戦略を描くために6カ年計画として策定しております。

本計画は、テーマを「漢方」のイノベーションによる新たな価値の創造」としており、当社の基本基調である「伝統と革新」に示す通り、当社グループの強みを生かした革新的な創造により、持続的成長に資する新たな伝統を築き上げる段階として捉えています。当社の掲げる長期経営ビジョン(2021年ビジョン)の実現に向けて新たな3つの戦略課題に取り組み、持続的な成長を果たすとともに、企業価値の向上を図ります。

政府が掲げる「健康長寿社会の実現」において、当社の果たすべき役割は大きいものと考えております。これからも当社は、国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて漢方を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献するために、全社一丸となって取り組んでまいります。

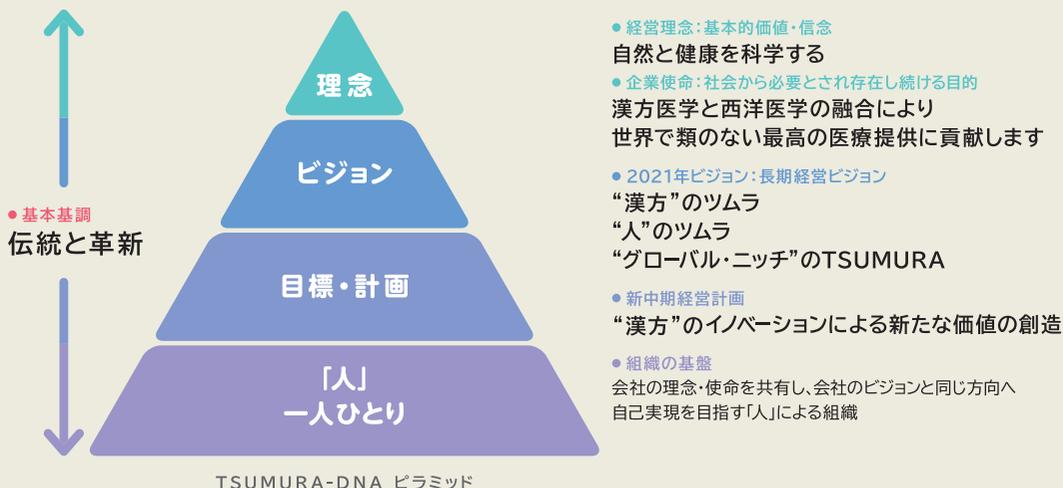
また、当社は株主様への利益還元を会社の重要な政策と考え、漢方・生薬事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施する方針としております。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 加藤 照和



TSUMURA-DNA ピラミッド



長期経営ビジョン～2021年ビジョン～

“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して

10年後のあるべき姿を長期経営ビジョンとしてとらえ、

2021年ビジョンのテーマを「“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して」としました。

企業価値創造を「“漢方”のツムラ」「人”のツムラ」「グローバル・ニッチ”のTSUMURA」の3つのビジョンから推進していきます。

“漢方”のツムラ

国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて“漢方”を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献

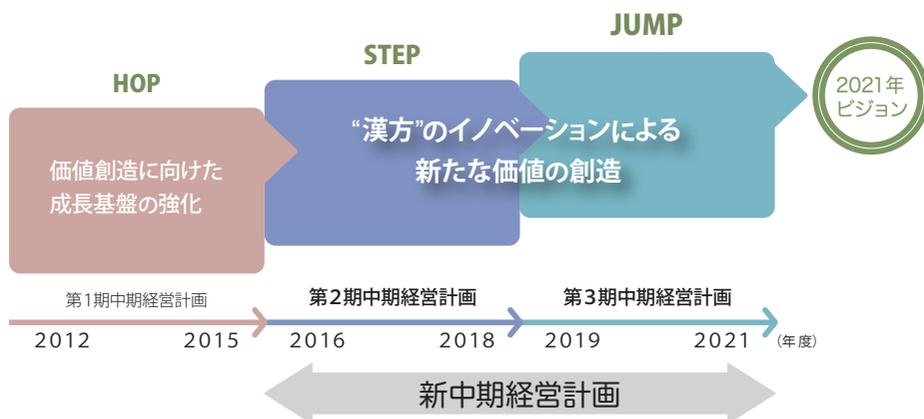
“人”のツムラ

世界に手本のない“漢方”ビジネスにおいて、自らが新しい道を開拓でき、誰からも信頼される“人”の企業集団へ

“グローバル・ニッチ” のTSUMURA

ツムラグループの持つ技術・ノウハウを最大限活用し、米国におけるTU-100(大建中湯)の開発・上市、中国における新規ビジネスへの挑戦

新中期経営計画のテーマと長期ビジョン実現へのロードマップ



戦略課題

1. 漢方市場の拡大と安定成長

漢方医学に対する医療関係者のニーズが多様化する状況において、エビデンス・ガイドライン・漢方医学的使い分け等の情報に基づく適切な情報提供活動を実施いたします。

大学病院、臨床研修指定病院等においては、重点領域の専門医等へのエビデンスを中心としたプロモーション活動により市場拡大を図る。

開業医・診療所等においては、漢方医学的なプロモーション活動によって、既存先を中心として漢方習熟度を高めていただく。

大学医学部、臨床研修指定病院等における漢方医学教育の充実に向けた支援活動を継続する。

エビデンス・パッケージ(臨床的EBM・作用機序・副作用発現頻度調査・薬物動態・医療経済学的データ)の充実により、育薬処方とそれに続く戦略処方であるGrowing処方*の治療ガイドライン掲載を目指す。

新技術(IT技術・新分析法・ネットワーク解析等)を活用した漢方研究により、エビデンス構築の新基軸を確立する。

* Growing処方: 育薬5処方と続く戦略処方として、治療満足度や薬剤貢献度の低い領域でのエビデンス構築(安全性・有効性データ等)により、治療ガイドライン掲載を目指す成長ドライバー

2. 収益力の継続強化とキャッシュ・フローの最大化

自社管理圏場の継続拡大等により、生薬の価格安定と品質保証のさらなる強化を図る。

既設生産基礎能力の向上、新生産技術の継続導入・拡大等により生産能力の向上を図る。

グループサプライチェーンの最適化等により収益力・キャッシュ創出力の強化を推進する。

販管費において中長期的な視点から経営の意思を反映した効率的な資源配分を行う。

3. 中国における新規ビジネスへの挑戦

長年にわたって生薬の提供を受けている中国、中国国民の健康への貢献をも意図して、中国市場の新規ビジネスにチャレンジする。

新中期経営計画(2016年度-2021年度)

http://www.tsumura.co.jp/corporate/release/2016/pdf/20160512_1.pdf

目次

第80回定時株主総会 招集ご通知 5P

第80回定時株主総会参考書類 12P

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型
株式報酬の額および内容決定の件

第80期事業報告 26P

1. 企業集団の現況
2. 株式に関する事項
3. 役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

第80期連結計算書類 82P

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

第80期計算書類 88P

- 貸借対照表
- 損益計算書

監査報告 92P

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査役会の監査報告

お知らせ・株主メモ 98P

- 認知症への取り組みについて
株主メモ

第80回定時株主総会招集ご通知添付書類



招集ご通知

証券コード 4540
2016年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目17番11号

株式会社 **ツムラ**

取締役社長 加藤 照和

第80回定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を以下により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことが可能です。お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2016年6月28日(火曜日)午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使の場合

9ページ以降に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ議決権行使サイト(<http://www.evotage.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

詳しくは
**7ページ以降を
ご参照ください。**

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

<http://www.tsumura.co.jp/zaimu/meeting/general/index.html>

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表および株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

記

1. 日 時 2016年6月29日(水曜日)午前10時

2. 場 所 東京都千代田区永田町二丁目10番3号
ザ・キャピトルホテル 東急 1階「鳳凰」

3. 目的事項

● 報告事項

1. 第80期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)計算書類報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

その他議決権行使に係る事項

- 書面による議決権の行使において、各議案に賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<http://www.tsumura.co.jp/>

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

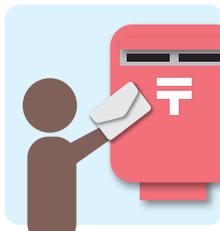
議決権の行使には以下3つの方法がございます。

A 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
(捺印は不要です)

B 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否をご表示のうえ、お早めにご投函ください。
(捺印は不要です)

C インターネットによる議決権行使の場合



9ページをご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社ツムラ 御中

議決権の数 _____ 個

私は、2016年6月29日開催の株式会社ツムラ第80回定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。

2016年6月 日

（ご注意）
当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
株式会社ツムラ

議案	原案に対し	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛 <small>（ただし を除く）</small>	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否

基準日現在のご所有株式数 _____ 株

議決権の数 _____ 個

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただくことが可能です。
【書面による議決権行使の場合】
議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、お早めにご送付ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
http://www.tsumura.co.jp/ ・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（モード、EZweb、Yahoo!ケータイ）等から上記ウェブサイト（議決権行使サイト）にアクセスしてください。
・下記ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使ください。
3.第2号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印を表示しカッコ内に否とされる候補者の番号（招集通知書の参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります）をご記入ください（インターネットによる議決権行使の場合は、画面の案内に従ってください）。

（ログインID） _____

（仮パスワード） _____ 株主番号（8桁） _____

株式会社ツムラ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員に反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご表示ください。

第3号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

第4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使について

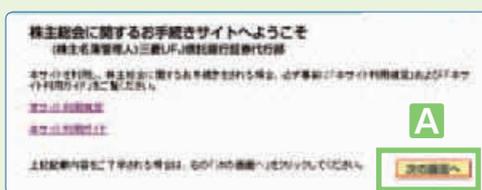
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスし、画面の案内に従って行使いただきますようお願い申し上げます。

<http://www.evotep.jp/>

以下はパソコンの画面を表示しております。

議決権行使サイトにアクセスする

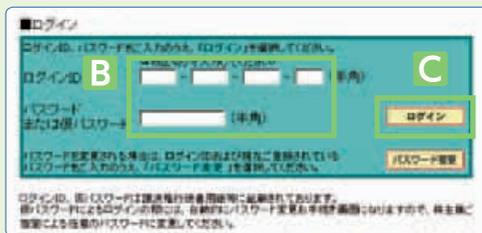
A 「次の画面へ」をクリック



ログインする

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

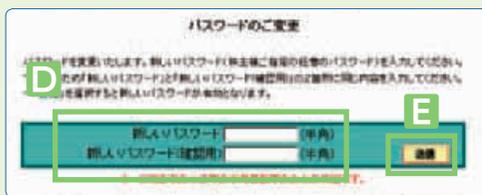
C 「ログイン」をクリック



パスワードを登録する

D 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

E 「送信」をクリック



確認画面が出たら「確認」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2016年6月28日(火曜日)午後5時45分まで
承りますが、お早めにご行使ください。

2 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。) なお、議決権行使サイトはパソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)等によりアクセス可能で、ご利用環境により自動的に振り分けられます。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- インターネットによる議決権行使は、2016年6月28日(火曜日)の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等がございましたら、後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

次のページへ

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

一般株式事務のお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711** (通話料無料)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日等を除く)

第80回 定時株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件 ……………13P
- 第2号議案 取締役6名選任の件 ……………14P
- 第3号議案 会計監査人選任の件 ……………22P
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬
の額および内容決定の件 ……23P



第1号議案

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主様に対する利益還元を会社の重要な政策と考え、今後も事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施していく方針としております。

内部留保資金につきましては、将来の企業価値向上に資する設備投資や研究開発などの投資に充当してまいります。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32円といたします。

なお、この配当総額は、2,256,768,992円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月30日といたします。

第2号議案

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	かとう てるかず 加藤 照和	代表取締役社長 再任
2	すぎた とおる 杉田 亨	取締役専務執行役員 再任
3	ふじ やすのり 藤 康範	取締役上席執行役員 再任
4	すぎもと しげる 杉本 茂	社外取締役 再任 社外 独立
5	まつい けんいち 松井 憲一	社外取締役 再任 社外 独立
6	ますだ やよい 増田 弥生	社外取締役 再任 社外 独立

1	かとう てるかず 加藤 照和 (52歳)	現在の当社における地位
	生年月日 1963年8月26日	代表取締役社長



再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
 2001年 8月 TSUMURA USA,INC.取締役社長
 2006年 1月 当社広報部長
 2007年 4月 当社理事コーポレート・コミュニケーション室長
 2011年 6月 当社取締役執行役員コーポレート・コミュニケーション室長
 2012年 6月 当社代表取締役社長
 2015年 6月 当社代表取締役社長
 社長執行役員
 (現任)

■ 所有する当社株式数
12,700株

■ 当社との
特別な利害関係

なし

- 加藤照和氏を取締役候補者とした理由
 加藤照和氏は、2012年に代表取締役社長に就任し、取締役会での経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。
 これからも理念に基づく経営・ビジョン経営を推し進め、日本の伝統医薬である漢方・生薬の事業をととして持続的な成長と企業価値の向上を目指していくためには、同氏を候補者とするのが最適であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。取締役選任後は、代表取締役社長の職責を担う予定です。

2	すぎた とおる 杉田 亨 (60歳)	現在の当社における地位
	生年月日 1955年11月16日	取締役専務執行役員
 <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">再任</div>	<p>■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1980年 4月 当社入社 1992年 5月 当社医薬品静岡工場製造部長 2000年 4月 当社理事生産本部生産企画部長 2003年 6月 当社執行役員生産本部副本部長 2007年 6月 当社取締役執行役員生産本部長 2010年 6月 当社常務取締役執行役員生産本部長 2014年 4月 当社常務取締役執行役員 2014年 6月 当社専務取締役執行役員 2015年 6月 当社取締役専務執行役員 (現任)</p>	<p>■ 所有する当社株式数 16,700株</p>
	<p>■ 当社との特別な利害関係</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	

- 杉田亨氏を取締役候補者とした理由
 杉田亨氏は、2007年に取締役に就任し、主に生産分野の経験に基づき、取締役会での経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。
 これからも理念に基づく経営・ビジョン経営を推し進め、日本の伝統医薬である漢方・生薬の事業をとおして持続的な成長と企業価値の向上を目指していくためには、同氏を候補者とすることが最適であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

3	ふじ 藤 康範 (59歳)	やすのり	現在の当社における地位
	生年月日 1957年1月8日		取締役上席執行役員
 <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">再任</div>	<p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1979年 4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>2008年11月 当社顧問</p> <p>2009年 4月 当社執行役員CSR推進室長</p> <p>2011年 6月 当社取締役執行役員CSR推進室長</p> <p>2013年 4月 当社取締役執行役員内部統制室長</p> <p>2015年 6月 当社取締役上席執行役員コンプライアンス統括部長 (現任)</p>		<p>■ 所有する当社株式数 18,600株</p>
			<p>■ 当社との特別な利害関係</p>
			なし

● 藤康範氏を取締役候補者とした理由

藤康範氏は、2011年に取締役就任し、主に財務・経理分野の経験に基づき、取締役会での経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。

これからも理念に基づく経営・ビジョン経営を推し進め、日本の伝統医薬である漢方・生薬の事業をととして持続的な成長と企業価値の向上を目指していくためには、同氏を候補者とすることが最適であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

4	すぎもと しげる 杉本 茂 (57歳)	現在の当社における地位
	生年月日 1958年10月12日	社外取締役
	■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 1982年 4月 住宅・都市整備公団 (現 独立行政法人都市再生機構) 入社 1985年10月 太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人)入所 1987年 6月 不動産鑑定士登録 1988年 7月 株式会社さくら総合事務所 代表取締役(現任) 1989年 2月 公認会計士登録 1992年 3月 税理士登録 1995年12月 監査法人さくら総合事務所 (現 さくら萌和有限責任監査法人) 代表社員(現任) 2012年 6月 当社社外取締役(現任) 2013年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員 (現任)	■ 所有する当社株式数 2,100株
	■ 社外取締役在任年数 本総会終結の時をもって4年	■ 当社との特別な利害関係 なし

- 当社は、杉本茂氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。
- 杉本茂氏を社外取締役候補者とした理由
杉本茂氏は、株式会社さくら総合事務所の代表取締役、さくら萌和有限責任監査法人の代表社員およびヒューリックリート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、当社はいずれの法人とも取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者となりました。
- 杉本茂氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
杉本茂氏は、公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 杉本茂氏との責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役候補者の杉本茂氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

5	まつい けんいち 松井 憲一 (66歳)	現在の当社における地位
	生年月日 1949年7月5日	社外取締役
	<p>■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1972年 4月 出光興産株式会社 入社 2001年 6月 同社経理部長 2003年 4月 同社執行役員経理部長 2004年 6月 同社常務執行役員経理部長 2005年 6月 同社常務取締役 2010年 6月 同社代表取締役副社長 2014年 6月 株式会社三重銀行社外取締役 (現任)</p>	<p>■ 所有する当社株式数 500株</p>
	<p>2015年 6月 当社社外取締役 (現任)</p>	
<p>再任</p>	<p>■ 社外取締役在任年数</p> <p>本総会終結の時をもって1年</p>	<p>■ 当社との特別な利害関係</p> <p>なし</p>
<p>社外</p>	<p>独立</p>	

- 当社は、松井憲一氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。
- 松井憲一氏を社外取締役候補者とした理由
松井憲一氏は、株式会社三重銀行の社外取締役を務めておりますが、当社と取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者となりました。
- 松井憲一氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
松井憲一氏は、長年にわたり企業経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 松井憲一氏との責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役候補者の松井憲一氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

6	ますだ やよい 増田 弥生 (59歳)	現在の当社における地位
	生年月日 1957年3月18日	社外取締役
	■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 1979年 4月 株式会社リコー 入社 1992年 1月 リーバイ・ストラウス ジャパン 株式会社 組織・人材開発部長 1995年 4月 リーバイ・ストラウス&カンパ ニー社(米国) グローバル リーダー企画開発部長 1998年 10月 同社 アジア・パンフィック・ デイビジョン人材開発部門長 1999年 12月 リーバイ・ストラウス ジャパン 株式会社 人事統括本部長 2004年 4月 ナイキ社(米国) アジア太平洋地域人事部門長 2012年 2月 株式会社やよいジャパン 代表取締役(現任) 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)	■ 所有する当社株式数 200株
	■ 社外取締役在任年数 本総会終結の時をもって1年	■ 当社との特別な利害関係 なし

- 当社は、増田弥生氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。
- 増田弥生氏を社外取締役候補者とした理由
増田弥生氏は、株式会社やよいジャパンの代表取締役を務めておりますが、当社と取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者となりました。
- 増田弥生氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
増田弥生氏は、長年にわたり外資系企業における豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 増田弥生氏との責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役候補者の増田弥生氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

(注)各候補者の年齢は、2016年6月29日現在のものです。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役または社外監査役(以下併せて「社外役員」という)のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有する者と判断されるものとします。

- 1 現在及び過去10年間において当社または当社連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、理事、従業員等(以下「業務執行者」という)であった者
- 2 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者
- 3 当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者^{*1} またはその業務執行者
※1 当該取引先が直近事業年度における年間取引高(単体)の2%以上の支払いを当社または当社連結子会社から受けた場合または当該取引先が直近事業年度における連結総資産の2%以上の金銭の融資を当社または当社連結子会社より受けている場合、当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者とする。
- 4 当社または当社連結子会社の主要な取引先^{*2} またはその業務執行者
※2 当社または当社連結子会社が直近事業年度における当社の年間連結取引高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合または当該取引先が当社または当社連結子会社に対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社または当社連結子会社の主要な取引先とする。
- 5 当社もしくは当社連結子会社の会計監査人またはその社員等
- 6 当社より、役員報酬以外に直近の事業年度において累計1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- 7 直近事業年度において当社または当社連結子会社から年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者または法人の業務執行者
- 8 過去3年間ににおいて 2 から 7 に該当する者
- 9 現在または最近において当社または当社連結子会社の重要な業務執行者(社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む)の配偶者もしくは二親等以内の親族(以下「近親者」という)
- 10 現在または最近において 2 から 7 のいずれかに該当する者(重要でない者を除く)の近親者

第3号議案

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

なお、監査役会がPwCあらた監査法人*を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、新たな視点での幅広い情報提供が期待でき、独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	PwCあらた監査法人*			
事務所	主たる事務所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル		
	その他の事務所	名古屋事務所、大阪事務所、福岡連絡事務所		
沿 革	2006年6月	設立		
	2006年7月	業務開始		
概 要	出資金	1,000百万円 (2016年4月1日現在)		
	構成人員	代表社員・社員	121名	
		公認会計士	801名	
		公認会計士試験合格者等	434名	
		監査補助職員	700名	
		その他の事務職員等	383名	
	合計	2,439名 (2016年3月31日現在)		
被監査会社数	931社 (2015年6月30日現在)			

*PwCあらた監査法人は、金融庁への登録申請その他の手続が完了することを条件に、2016年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」に変更する予定です。

第4号議案

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

取締役(非業務執行取締役を除く)および当社と委任契約を締結している執行役員(以下「取締役等」という)の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみの構成でしたが、新たに業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という)の導入をお願いするものです。

具体的には、新たな株式報酬として、取締役等の役割・職務・職位に基づき3事業年度である対象期間(当初は第2期中期経営計画の期間である2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度まで(以下「対象期間」という))の最終年度会社業績の数値目標達成率に応じて、取締役等に対して当社株式を交付する旨のご承認をお願いするものです。なお、上記の当初の対象期間終了後も、本総会で承認を受けた範囲内で、3事業年度の次期中期経営計画の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、取締役等の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めていくためには、本制度の導入は妥当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役3名(社外取締役を除く)、執行役員7名の計10名となります。ただし、対象期間中、就退任の状況により対象人数は変動することがあります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対して、役割・職務・職位に基づき3事業年度である対象期間の中期経営計画の最終年度会社業績の数値目標達成率に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。取締役等への当社普通株式の交付は、対象期間終了後に行います。また、当社は取締役会において本制度に係る取締役等株式報酬規則を制定します。なお、本制度は会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付することから、本制

度の導入時点では、株式を交付するか否かならびに株式を交付することになる取締役等および交付する株式数は確定しておりません。

(2) 報酬金額の上限等

当社は、取締役等の役割・職務・職位に基づき、対象期間の最終年度会社業績の数値目標達成率に応じて、取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当社による株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、下記(3)および(4)にて定める数の当社普通株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定いたします。また、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額(月額50百万円以内)とは別枠で、当社が本制度に基づき取締役等に交付する金銭報酬債権の金額は対象期間において300百万円を上限とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式の数の算定方法および上限

当社は、第2期中期経営計画で公表しております同計画の最終年度の数値目標で掲げる、連結売上高、連結営業利益および連結ROEの各目標達成率(次期中期経営計画の期間を対象期間として、本制度を継続する場合は同計画上の各数値目標の達成率)を、各数値目標の配分割合に応じて、基準交付株式数(各取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める)に乗じて、交付する株式数を算出します。また、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとします。

【算式】

◎基準交付株式数

$$= \text{取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める金額} \\ \div \text{基準株価}^{(*)} \times 3 (\text{事業年度分})$$

(※) 基準株価=2016年3月31日の当社普通株式の普通取引の終値

◎取締役等個々に対する交付株式数

$$= \text{基準交付株式数} \\ \times ((\text{第2期中期経営計画(最終年度)の各数値目標達成率} \times \text{当該数値目標の配分割合}) \text{の全数値目標に係る合計})$$

※数値目標達成率は、数値目標に対応する水準を100%として、達成度合いに応じて0%から120%の範囲で定めます。

当社が取締役等に交付する普通株式の総数は、対象期間において6万株相当を上限とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限および取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記(3)に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記(2)に定める金銭報酬債権の金額の上限または上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各取締役等に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させます。

(4)取締役等に対する当社株式の交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、取締役等に対して当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する取締役等および交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。

- ① 対象期間中に取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※取締役等が退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。また、対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。なお、取締役等が対象期間中に死亡により退任した場合は、数値目標達成率にかかわらず、在任年数に応じて按分した基準交付株式数に、退任時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を当該取締役等の承継者に交付します。

以上

1. 企業集団の現況

1 経営方針

当社グループは、追い求めていくべき不変の基本的価値観である「自然と健康を科学する」という経営理念と、社会から必要とされ存在し続ける目的である「漢方医学と西洋医学の融合により世界で類のない最高の医療提供に貢献します」という企業使命を基本的な理念と位置づけ、理念に基づく経営を実践すべく、諸施策に取り組んでおります。

2 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

①連結業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、円安基調、原油安の影響もあって前半は緩やかな回復基調で推移しましたが、後半は中国および新興国経済の減速への警戒感、さらには円高の進行により、先行き不透明な状況で推移しました。

国内医薬品業界におきましては、医療費抑制策の基調は変わらず、引き続き厳しい環境下で推移しました。

このような状況下、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は、医療用漢方製剤の販売が堅調に推移したこと等により、前連結会計年度に比べ2.0%増の1,126億2千5百万円となりました。

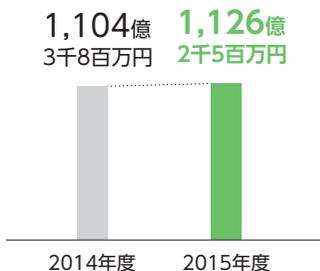
利益につきましては、営業利益198億2千6百万円(前連結会計年度比1.7%増)、経常利益194億9千4百万円(同9.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益125億5千7百万円(同10.8%減)となりました。生薬関連コストの上昇等により売上原価率が前年同期に比べ2.1ポイント上昇しました。一方、全社をあげた業務の効率化等により、売上高販管費率は2.0ポイント低下しました。これらの結果として、営業利益率は前年同期と同じ17.6%となりました。

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度 (当連結会計年度)	増減額	前期比
売 上 高	110,438	112,625	2,186	2.0%
営 業 利 益	19,491	19,826	334	1.7%
経 常 利 益	21,583	19,494	△2,089	△9.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,075	12,557	△1,517	△10.8%
医療用漢方製剤 129処方売上高合計	105,193	107,599	2,405	2.3%

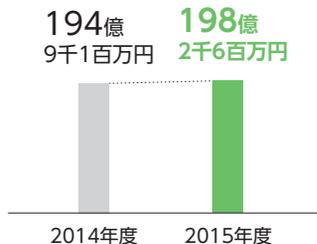
■売上高

前期比**2.0%**増 



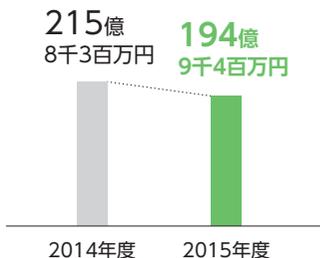
■営業利益

前期比**1.7%**増 



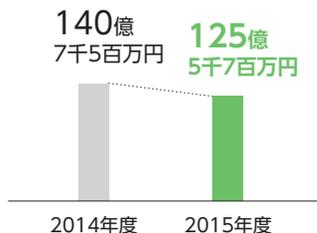
■経常利益

前期比**9.7%**減 



■親会社株主に帰属する当期純利益

前期比**10.8%**減 



●医療用漢方製剤の概況

医療用漢方製剤全体の売上高は、前連結会計年度に比べ2.3%伸長しました。

営業施策としては、従来からの育薬5処方を中心とした「西洋医学的アプローチ」に加えて、漢方医学および漢方製剤に対する医師の情報ニーズの多様化に対応するための「疾患・症状別アプローチ」を展開しました。具体的には、エビデンス・論文・ガイドラインの掲載および処方の使い分け等の情報を疾患・症状別の新たな資料に整理し、医師に複数の有効な処方を提案することにより治療の幅を拡げていただくことを目指しております。

引き続き、医師への面談、医療機関説明会、漢方医学セミナーを基本活動とし、漢方医学および漢方製剤に関する情報提供の拡充を図ってまいります。

■医療用漢方製剤 売上高上位10処方

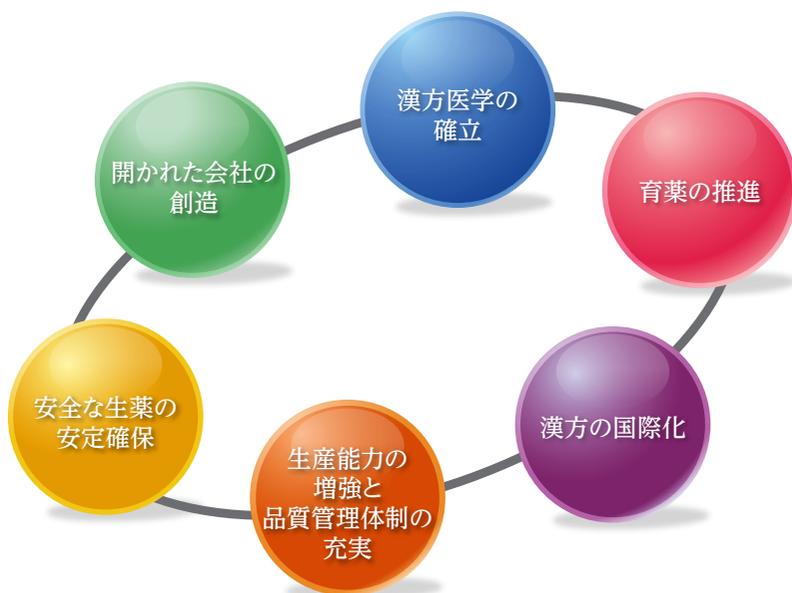
(単位:百万円)

処方名	2014年度	2015年度 (当連結会計年度)	増減額	前期比
1. <small>ダイケンチュウリトウ</small> 大建中湯	9,993	10,273	279	2.8%
2. <small>ヨクカンサン</small> 抑肝散	6,895	7,215	319	4.6%
3. <small>ホチウエキキトウ</small> 補中益気湯	6,965	6,968	3	0.1%
4. <small>リクンシトウ</small> 六君子湯	6,633	6,604	△29	△0.4%
5. <small>シヤクヤクカンゾウトウ</small> 芍薬甘草湯	4,440	4,688	247	5.6%
6. <small>バクモンドウトウ</small> 麦門冬湯	4,178	4,494	316	7.6%
7. <small>カミシヨウヨウサン</small> 加味逍遙散	4,285	4,465	179	4.2%
8. <small>ゴシャジンキガン</small> 牛車腎気丸	3,814	3,838	23	0.6%
9. <small>サイレイトウ</small> 柴苓湯	3,308	3,351	42	1.3%
10. <small>カクゴントウ</small> 葛根湯	2,986	3,253	267	9.0%
医療用漢方製剤129処方売上高合計	105,193	107,599	2,405	2.3%
育薬5処方売上高合計	28,568	29,182	613	2.1%

②6つの活動目標

当社は、長期的な経営ビジョン(2021年ビジョン)の実現に向けた第1期中期経営計画(2012-2015年度)を達成するために、6つの具体的な活動目標を設定してまいりました。

以下、これまで取り組んでまいりました各活動目標とその実績につきまして報告いたします。



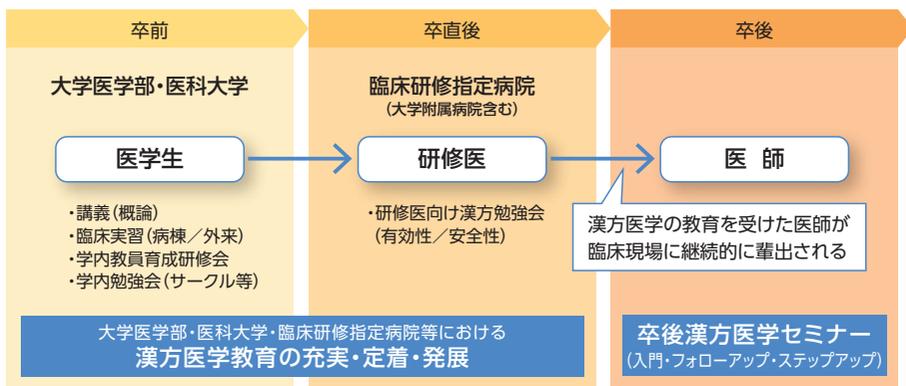
活動目標1

漢方医学の確立

当社は、「国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて漢方を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献する」ことを目指しております。

具体的施策として、大学医学部・医科大学における医学生への漢方医学教育の支援、臨床研修指定病院における研修医への漢方勉強会の支援、医療担当者への各種漢方セミナーやプロモーション活動を体系立てて継続実施してまいります。

<活動の全体像(卒前・卒直後・卒後の一貫した漢方医学教育)>



(1) 活動の内容

当社は、「漢方医学の確立」のために、全国80の大学医学部・医科大学における漢方医学に関する講義履修の必修化、漢方医学教育の講師を担う人材を育成する場である学内勉強会の実施、大学病院における臨床実習を目的とした漢方外来*の設置に対する支援活動を継続してまいりました。

その結果、2004年度には全国80の大学医学部・医科大学のすべてにおいて、漢方医学教育が実施されるようになりました。現在では8コマ以上の漢方医学教育がほとんどの大学で必修の講義となり、漢方外来も設置されるようになりました。このように、大学での漢方医学教育は着実に定着してきています。

今後も、より多くの医師に漢方を取り入れた治療を行っていただくためには、卒前・卒直後、卒後の一貫した漢方医学教育に対する継続的な支援が重要と考えております。

* 漢方外来:漢方医学的な診察・治療を行う漢方専門の外来

(2) 大学医学部・医科大学における「漢方医学教育」支援

当社は、1997年度から全国80の大学医学部・医科大学で漢方医学教育の実態把握に努め、カリキュラムに組み込まれるよう情報提供を行ってまいりましたが、当時は漢方医学教育を導入した大学は半数にも満たない状況でした。

その後、2001年3月に文部科学省が策定した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において「和漢薬を概説できる」が定められたことが、漢方医学教育の大きな転機となりました。(さらに、2011年3月の改訂では「和漢薬、漢方薬の特徴や使用の現状について概説できる」に文言が変わり、より具体的になっています。)

これを受けて、当社は大学医学部・医科大学における漢方医学教育の導入支援を行っております。

- ① 卒前教育における「漢方臨床実習」の導入推進
- ② 大学病院に漢方外来の設置
- ③ 学内教員育成システムの構築(学内で漢方を教える教員の育成)

これらの目標達成に向け、全国80の大学医学部・医科大学に情報提供活動を行ってまいりました。さらに、漢方医学教育活動を支援するため、カリキュラムの責任者や実際に漢方を教えている教員などを対象に、漢方医学教育の取り組み等を情報発信する「KAMPO MEDICAL SYMPOSIUM」を2001年から毎年開催。2016年は、全国の大学医学部・医科大学の病院長・医学部長・カリキュラム責任者の他、文部科学省の担当者など、660名の方々が参加されました。



KAMPO MEDICAL SYMPOSIUM

その他、漢方医学教育の支援として、漢方医学教育のための教科書づくりや大学病院の漢方外来における臨床実習充実のための支援活動なども行ってまいりました。

(3) 医療担当者への情報提供活動

i) 漢方製剤の信頼を高めるための情報提供活動

「漢方医学の普及」を目標に活動を開始した当時、西洋医学主体で漢方製剤も使用している医師に処方理由を質問したところ、「西洋薬で治療がうまくいかない疾患に、漢方製剤が効果を発揮したから」という回答がほとんどでした。

そこで当社は、新薬治療で難渋している疾患で、医療用漢方製剤が特異的に効果を発揮する疾患に的を絞った情報提供を展開してまいりました。

特に、大学病院、臨床研修指定病院の医師にはその科学的根拠となるエビデンスに基づく情報提供を行っております。漢方のエビデンス構築の進展や大学医学教育に漢方が導入されたことにより、漢方を理解する医師が増加してきました。

漢方治療は同じ病名であってもすべてに同じ漢方薬が処方される訳ではなく、患者様の病態に合わせた漢方薬が処方されます。患者様一人ひとりに合った漢方薬を提案していただけることを目指して、複数の有効な漢方薬を提案する活動などを実施しております。

ii) 医療担当者対象の「漢方医学セミナー」

1999年からは、漢方医学をはじめて学ぶ医師のために、本格的に漢方医学を学んでいただけるセミナーを企画・開催しております。学生時代に漢方医学を学ぶ機会がなかった医師を対象に、漢方医学を段階的に学ぶ場として「入門セミナー」「フォローアップセミナー」「ステップアップセミナー」を開催しています。これらのセミナーは、医師が漢方医学の体系的な知識を学ぶ場であるとともに、医師同士の熱心な議論の場にもなっています。



2016年3月末までに、入門セミナーには約4万8千名、フォローアップセミナーには約3千5百名、ステップアップセミナーには約2万2千名の医師が参加されました。

また漢方製剤は女性特有の疾患にも広く期待が寄せられており、女性専門外来を担当されている女性医師を対象としたセミナーも開催しております。近年、薬剤師・看護師などそれぞれの医療職種が、役割分担を見直し、個々の専門性を高め、その上で幅広く連携したチーム医療がますます重要になってきています。そのような薬剤師・看護師が漢方の情報を求めるニーズの高まりに応じて、当社では、薬学系・看護学系学会での「漢方ランチョンセミナー」や、薬剤師・看護師のための「漢方医学セミナー」を開催するなど、継続的な情報提供活動を行っております。

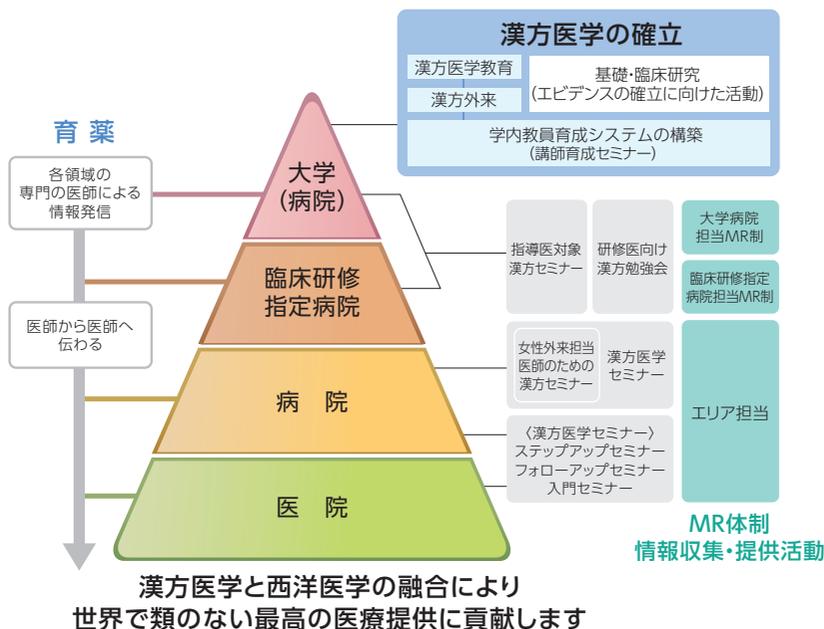
iii) 活動の進展と新たな取り組み

当社は、それまで経験的に処方されることの多かった漢方製剤のエビデンス(科学的根拠)確立を目指した活動を「育薬」と名付け、2004年度より推進してまいりました。大学医学教育に漢方医学が導入されたことにより、漢方を理解する医師が増加しています。そのような状況下、大学病院、臨床研修指定病院の医師にはエビデ

ンスに基づく情報提供を中心に行ったことにより、漢方製剤への評価の高まりと処方方の拡大が進展してまいりました。

また現在は、漢方薬が効果を発揮しやすい疾患・症状に対し、患者様一人ひとりに合った漢方薬を処方いただけるよう使い分けを体系化しております。具体的には、1疾患ごとに3~5種類の基本処方を選定する情報提供活動として、2015年度から「疾患・症状別アプローチ」を展開しております。これまで一つの疾患に対し一つの処方に対応していた医師に、複数の処方を提案することで治療の幅を広げていただくことを目指しています。

漢方医学を日本に浸透させるための取り組み



以上のように当社は、医療用漢方製剤の売上が持続的に伸長していくための仕組みを構築し、医師、薬剤師、看護師など医療従事者のニーズに合わせた情報提供活動を行っております。医療用漢方製剤の販売数量および売上は確実に伸びており、また、2016年3月末現在、医療用漢方製剤の市場における当社シェアは84.3%*です。引き続き、この仕組みをしっかりと機能させ、医療用漢方製剤のさらなる市場の拡大を目指してまいります。

* Copyright 2016 IMS ヘルス[IMS JPM 2016年3月MAT]をもとに作成
無断転載禁止

活動の原点

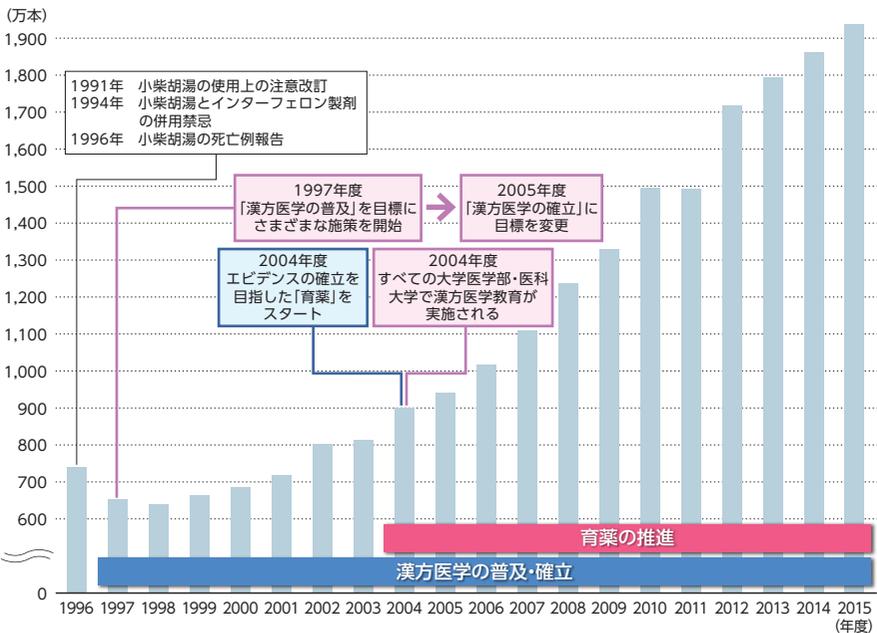
当社の医療用漢方製剤は、1976年に33処方薬が薬価基準に収載されました。その後、段階的に収載処方数が増え、1987年には129処方となり現在に至っています。

薬価基準収載以降、医療用漢方製剤の売上は着実に伸長し、1991年度には約1,000億円に達しました。そのような中、当時の主力製品であった「小柴胡湯」に副作用問題が発生。安全性を不安視する声の広がり、医療用漢方製剤全体の売上が低迷していきました。

この背景として、漢方製剤にも副作用はあるということが、医療現場で十分に認識されていなかったこと等が考えられます。漢方製剤の普及が進む一方で、漢方医学的な診断や有効性・安全性を含めた「漢方医学」そのものが、医療現場や国民の皆様十分に浸透していなかったことが一因でした。

その後、当社は、それまでの営業方針を大きく転換し、1997年度から「漢方医学の確立」、2004年度から「育薬」をスタートさせるなど、さまざまな施策を実行し、現在に至っております。

<医療用漢方製剤129処方の実績推移(実売*・数量の伸び)>



*実売:医薬代理店から医療機関への販売をあらわす

(4)外部環境の変化に応じた施策の推進

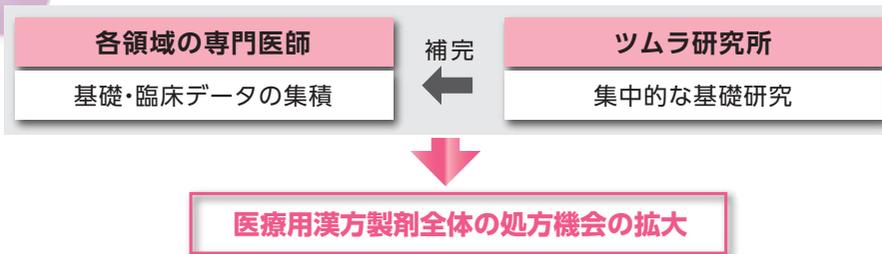
当社は、中長期的な視野に立ち、外部環境の変化を把握し、計画的に行動してまいりたいと考えております。

最近では、国の施策においても漢方治療に対する期待が大きくなってきています。

2015年、厚生労働省より公表された「医薬品産業強化総合戦略」の中のひとつに、漢方薬は「我が国の医療において重要な役割を担っている」と明記されています。また、同じく厚生労働省より公表された「がん対策加速化プラン」への提言においては、支持療法の開発・普及のために実施すべき具体策として、「術後の合併症・後遺症を軽減する観点から」研究を進めることのひとつに、漢方薬を用いた支持療法があげられています。このような政策に準ずる施策はもちろん、「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」や、総合診療医・在宅医療の推進などを含む「地域包括ケアシステム」の構築といった医療政策、そして、人口動態にともなう疾病構造の変化(高齢者疾患、女性特有の疾患等)などを適切に捉えた取り組みを進めてまいります。

活動目標2 育薬の推進

<疾患を絞ったエビデンス(科学的根拠)の確立>



当社は、エビデンスに基づき「有効性」を証明し、副作用発現頻度調査などで「安全性」を明確にし、そして安定性・均質性の高い「品質」を保証した医療用医薬品とさせていくこと、さらに医療経済的検討を加えて国民医療に貢献していくこと、これが医療用漢方製剤における喫緊の課題と考えております。そのために、今後も研究・情報提供活動を充実させ、患者様が安心・安全に漢方製剤を服用し、治療効果を上げられるよう努めてまいります。

(1)活動の内容

医療用漢方製剤を処方しない医師があげる一番の理由は、「漢方製剤には科学的根拠がない」というものでした。そこで当社は、近年の疾病構造を見据え、医療ニーズの高い領域において新薬治療で難渋している疾患で、医療用漢方製剤が特異的に効果を発揮する疾患に的を絞り、エビデンスを確立することを「育薬」と名付け、2004年度から取り組みを開始しました。

現在は、全129処方の中から大建中湯・六君子湯・抑肝散・牛車腎気丸・半夏瀉心湯ダイケンチュウトウ リククンシトウ ヨクカンサン ゴシャジンキガン ハンゲシャシントウの5つを育薬処方とし、専門領域における育薬処方および関連処方のエビデンス確立に向けた基礎・臨床研究を推進しております。

これら「育薬5処方を中心とした基礎・臨床的エビデンスの確立」に加え、「副作用発現頻度調査や相互作用といった安全性データの構築」「育薬5処方他の主要成分レベルでのADME*(薬物動態)の解明」を3つの柱として、活動を推進しております。また、国内外での医療用漢方製剤の基礎・臨床研究および米国における開発をより一層推進することを目的として、2013年度に「製品戦略本部」を設立し、育薬処方をきっかけに使用が広がりにある他処方の研究体制も整えました。

副作用発現頻度調査の成果として、大建中湯に続き、2014年11月には抑肝散の添付文書改訂を実施しました。添付文書改訂などの安全性を担保するエビデンス集積活動は着実に進んでおり、医師をはじめ医療関係者から価値ある情報とし

て高く評価されています。

* ADME: Absorption (吸収)、Distribution (分布)、Metabolism (代謝)、Excretion (排泄)の頭文字の略語。
生体に薬物を投与した後に、体内でどのような動態を示すかをみる

●消化器外科領域

ツムラ大建中湯エキス顆粒(医療用) 2004年度開始

●対象疾患・症状

術後イレウス(腸管麻痺)などに伴う腹部膨満感



大建中湯の当該対象疾患・症状における臨床的エビデンス確立を目的として、2007年に「DKTフォーラム」が設立されました。このフォーラムでは、4つの臨床研究(大腸班、肝外科班、胃・食道班、臨床薬理班)と、大建中湯の作用メカニズム解明を目的とした基礎研究が開始されました。この研究結果は国内外の学会等で発表され、2015年には、Journal of the American College of Surgeons (JACS) 誌など、すべての結果が英文誌に掲載されました。

現在の消化器外科領域では、手術後早期回復の観点から、ERASプロトコル*1という考え方が注目されています。

大建中湯においても、消化管運動亢進、腸管血流増加、抗炎症などの作用があり、このERASプロトコルに合致する医薬品として、その有効性が検討されています。現在、全国14の施設において、成人肝臓移植後の消化管障害に対する有効性に関する検討が実施されています。

また手術の負担が少なく、手術後早期回復に役立つとされる腹腔鏡下手術における腹部膨満感に対する研究も開始されました。

大建中湯の研究成果を活かした応用例として、超高齢者*2の外科手術後のQOLを高めるための臨床研究が進められています。最近、超高齢者の手術増加にともない、術後合併症などが問題になっていますが、大建中湯だけでなく補中益気湯や茵陳蒿湯などの漢方製剤についても患者様の周術期*3のQOL改善などへの貢献が期待されています。

*1 ERASプロトコル:手術後の早期回復に有効なことが医学的に証明された手法を総合的に導入する管理方法。ERASは、Enhanced Recovery After Surgeryの頭文字の略

*2 超高齢者:一般的には、高齢者の定義は65歳以上であり、75歳以上を後期高齢者、85歳以上ないし90歳以上を超高齢者とされている

*3 周術期:入院、麻酔、手術、回復といった患者様の術中だけでなく、術前、術後を含めた一連の期間

●消化器内科領域

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お知らせ
株主メモ

ツムラ六君子湯エキス顆粒(医療用) 2004年度開始

●対象疾患・症状

FD(機能性胃腸症)、GERD(胃食道逆流症)などに伴う上腹部不定愁訴、食欲不振



六君子湯においては、これまで実施されたさまざまな臨床研究に基づき、2015年に改訂された『胃食道逆流症診療ガイドライン(日本消化器病学会編集)』に治療手段としてとりあげられました。

また、健常人を対象としたADME(薬物動態)臨床試験の結果が、2015年7月医学雑誌『PLOS ONE』に掲載されました。さらに2016年度より副作用発現頻度調査を開始し、有効性ととも安全性の情報も充実させていく予定となっております。

今後の消化器内科領域の展開として、六君子湯の研究により得られた知見をもとに、六君子湯の効果が不十分な患者様に対して、半夏瀉心湯など他処方の研究を進め、漢方製剤の有効性を追究してまいります。

基礎研究では、食欲亢進ホルモンであるグレリンに対する分泌低下抑制・分解抑制・シグナル増強作用などが解明され、がん患者様や高齢者の食欲不振などにも臨床応用されています。

2016年2月、国内の大学、研究機関、株式会社ツムラが参加した六君子湯グレリンプロジェクトによる基礎研究の成果がMolecular Psychiatry誌に掲載されました。今回の実験では、漢方製剤の六君子湯の処置により内因性(生体内の)グレリンを刺激し、老化促進マウスの寿命を延長させたことを見出しました。

ツムラ抑肝散エキス顆粒(医療用) 2004年度開始

●対象疾患・症状

認知症の行動・心理症状(BPSD*)

* BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia(興奮、焦燥感、睡眠障害など)



抑肝散は、2004年度からエビデンス集積に取り組み、作用メカニズムの解明、活性成分が同定され、その成分が血中に吸収されることが健常人で確認されました。

臨床では、認知症の行動・心理症状(BPSD)への効果確認や副作用発現頻度調査が行われ、有効性や安全性のエビデンスが集積されております。

その結果、『認知症治療ガイドライン2010(日本神経学会監修)』『高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015(日本老年医学会編集)』に掲載されるなど、広くBPSDの治療方法として知られるようになりました。

また最近では、認知症患者様を対象とした睡眠障害の臨床研究結果が、The Journal of Prevention of Alzheimer's Disease誌に掲載される等、不眠症や不安神経症などの精神神経症状を有する疾患に幅広く臨床応用されています。

今後も、抑肝散の研究により得られた知見をもとに、BPSDにおける抑肝散類似処方を使い分けや、抑肝散の効果が不十分な患者様に対して、他処方の研究を進め、漢方製剤の有効性を追究してまいります。

●がん領域

ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒(医療用) 2009年度開始

●対象疾患・症状

抗がん剤などによる末梢神経障害(しびれなど)



ツムラ半夏瀉心湯エキス顆粒(医療用) 2009年度開始

●対象疾患・症状

抗がん剤などによる粘膜障害(下痢・口内炎)



牛車腎気丸は抗がん剤投与に伴う末梢神経障害(しびれ・痛み)に対して、半夏瀉心湯は化学療法(抗がん剤投与)や放射線療法に伴う消化管粘膜障害(下痢・口内炎)に対して、それぞれの症状の軽減を目的に研究が進められています。

その成果として、半夏瀉心湯のがん化学療法中の口内炎に対する有効性を示唆するHANGESHA-C Study論文がCancer Chemotherapy and Pharmacology (CCP)誌に2015年5月掲載されました。

また、六君子湯は抗がん剤投与による悪心や食欲不振に対して、抑肝散はモルヒネ投与や手術直後のせん妄に対して等、がん領域におけるエビデンス構築に向けて多くの基礎・臨床研究ならびにGCP*に準拠した製造販売後臨床試験が実施されています。さらにがん領域でニーズの高いがん関連疲労における漢方製剤の有効性についても検討が進められています。

* GCP:Good Clinical Practice(医薬品の臨床試験の実施基準)

今後も医師・薬剤師・看護師を対象に、漢方製剤の最新エビデンスに関する情報提供を継続してまいります。

(2) 海外でも注目される漢方研究

漢方研究は海外でも注目されており、米国消化器病週間(DDW)や米国生物学的精神医学会議(SOBP*)で、育薬処方などの研究結果が発表されています。DDWにおいては、以下のとおり、毎年育薬研究の結果が発表されています。

* SOBP:Society of Biological Psychiatry

＜米国消化器病週間(DDW)における漢方関連の採択演題数＞

年 度	内 容 (演題数)
2015	六君子湯: 9演題(基礎) 大建中湯: 2演題(基礎) 半夏瀉心湯: 1演題(基礎) 潤腸湯: 1演題(基礎)
2014	六君子湯:14演題(基礎11・臨床3) 大建中湯: 2演題(基礎1・臨床1)
2013	六君子湯:18演題(基礎15・臨床3) 大建中湯: 5演題(基礎3・臨床2) 半夏瀉心湯: 2演題(基礎) 芍薬甘草湯: 1演題(臨床)
2012	六君子湯:16演題(基礎13・臨床3) 大建中湯: 3演題(基礎) 半夏瀉心湯: 1演題(基礎)
2011	六君子湯:16演題(基礎) 大建中湯: 5演題(基礎)
2010	六君子湯:14演題(基礎8・臨床6) 大建中湯: 6演題(基礎3・臨床3) 芍薬甘草湯: 1演題(臨床)
2009	六君子湯:10演題(基礎7・臨床3) 大建中湯: 3演題(基礎)
2008	六君子湯: 8演題(基礎5・臨床3)

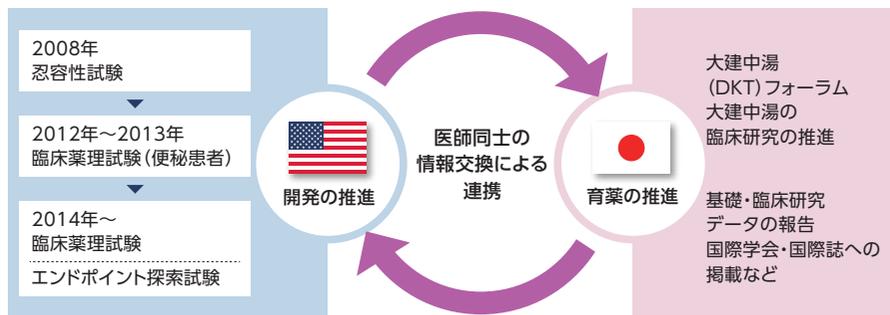
当社は、育薬処方の使用が広がれば有効例を経験する医師が増え、漢方医学への関心が高まると考えております。さらに、医師が漢方セミナーに参加するようになれば、漢方医学に対する理解と知識がさらに深まり、育薬処方以外の漢方製剤も処方するようになることが期待できます。

また最近では、さまざまな診療ガイドラインに漢方製剤が記載されるようになってきました。

「育薬の推進」は「漢方医学の確立」につながる重要な施策であり、引き続き、積極的な育薬推進活動を展開してまいります。

活動目標3 漢方の国際化

当社は、医療用漢方製剤の製造・販売を通じて培った技術・ノウハウと、日本国内の「育薬」研究による基礎・臨床の最新データを米国開発に連携させる体制を整え、「TU-100 (大建中湯)^{ダイケンチュウトウ}」の米国における医療用医薬品としての承認取得・上市を目標に活動しております。



活動の内容

■米国におけるTU-100(大建中湯)の開発

米国食品医薬品局(FDA)は、2004年に植物製剤の米国内での開発方針を「植物薬ガイダンス」として示しました。当社はこのガイダンスに従い、TU-100の製造・品質管理方法に関するFDAとの合意を図るための活動を推進しております。同時に、手術後の患者様を対象としたTU-100の忍容性試験を実施し、安全性・服薬コンプライアンスに問題がないことを確認した後、2008年6月から社内開発体制を整え、本格的に米国開発に着手しました。

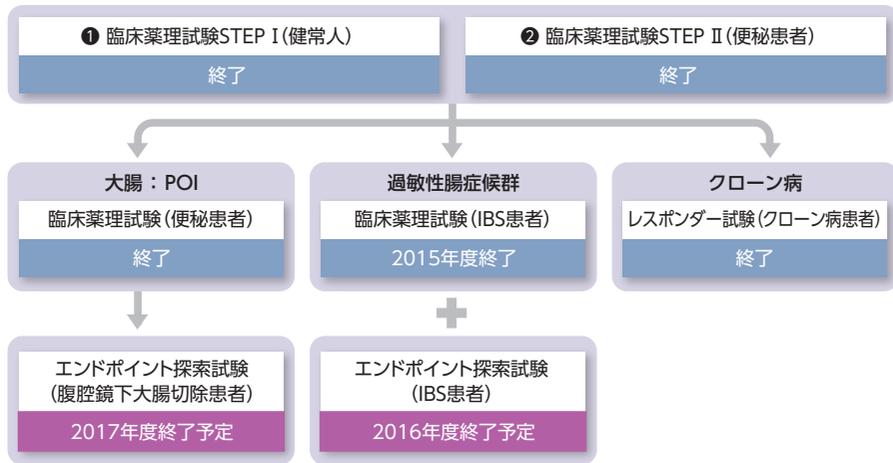
■米国内での臨床試験の推進

2009年からは、健常人を対象とした臨床薬理試験を米国の医療機関で実施し、米国人での消化管運動亢進作用を確認しました(DDW2010発表、American Journal of Physiology、2010年掲載)。さらに、2010年から機能性便秘症患者様を対象とした臨床薬理試験を米国の医療機関で実施しました。その結果、TU-100が痛みに影響することなく、内臓感覚閾値(直腸感覚、排ガス感覚)の低下に関与することが確認されました(DDW2013発表、Alimentary Pharmacology and Therapeutics、2013年掲載)。

2013年から実施した、過敏性腸症候群(IBS: Irritable Bowel Syndrome)患者

様の消化管知覚改善作用を対象とした臨床薬理試験は終了しました(Journal of Neurogastroenterology and Motility、2015年掲載)。2014年からは、IBS患者様での探索的な有効性試験についても実施しております。一方、術後腸管機能障害(POI:Postoperative ileus)については2014年から腹腔鏡下大腸切除患者様を対象とした臨床試験を実施しております。2011年から実施したクローン病患者様を対象とした有用性探索試験については、2014年度に終了しました。

<TU-100 臨床試験の進捗状況(Phase II 前期)>



■FDA要求事項の解決

FDAは「植物薬ガイドランス」の中で植物製剤の安全性と有効性を重視しており、その情報の開示を求めています。大建中湯の安全性を明らかにするために、日本国内にて副作用発現頻度調査、薬物動態試験、薬物代謝酵素やトランスポーターに関する研究を実施し、その結果をFDAに報告しました。

安全性

FDAとの協議のもと、2010年～2012年に日本にて大建中湯の副作用発現頻度調査を実施しました。本調査の結果はFDAに提出し、日本でも2012年11月医療用医薬品添付文書を改訂し、医療関係者に対して情報提供活動を行いました。

薬物動態試験

大建中湯に含まれる成分の血中濃度推移を明らかにするため、2010年に日本人、2011年には米国人を対象として薬物動態試験を実施しました。また、日本人と米国人の試験結果について統合解析を行い、人種差がないことを確認しました（Drug Metabolism and Disposition、2013年掲載）。また、薬物代謝酵素および薬物トランスポーター*に関しては、相互作用がないことが確認されました。

* 薬物代謝酵素および薬物トランスポーター:薬物の代謝に関わる酵素、薬物の生体内での輸送に関わるタンパク質の総称。いずれも薬の体内挙動に影響する仕組みのひとつであり、薬物相互作用に関わる

腸内細菌研究

大建中湯の腸内細菌に対する作用については、米国の大学との共同研究を進めており、その内容はDDW2013で発表され、2015年度にはPharmacology Research & Perspectives誌に論文が受理されました。

科学的品質評価法の確立

当社は、これまでも常に最新の技術を用いて漢方製剤の品質管理を進めてまいりましたが、FDAも複数の植物を原料とする生薬製剤の品質およびその製品の均一性に対する評価法について重要視しています。2014年には、バイオアッセイ（生物検定法）・HPLC-FP*による植物薬の科学的品質評価法の確立に向け、FDAとの公式ミーティングを実施し、一定の合意を得ることができました。

引き続きFDAとのミーティングにて相互理解を得ながら、米国での漢方製剤の上市に向けた活動を進めてまいります。

* HPLC-FP:化学分析法のひとつ（高速液体クロマトグラフィー法による成分分析）

活動目標4

生産能力の増強と品質管理体制の充実

当社は「生産能力の増強」を目指し、「既設生産基礎能力の向上」「新生産技術の検討と導入」の2つを推進しております。また、「品質管理体制の充実」を目指し、「製造販売後安全管理基準(GVP)と製造販売後品質保証基準(GQP)の体制強化」「品質保証システムの確立」「新しい品質管理技術の導入」の3つを推進しております。

今後も「製造を科学する」という想いで、生産性の向上の実現に向けて取り組んでまいります。

生産能力の増強

活動の内容

医療用漢方製剤の販売数量は着実に伸長し続けています。当社は、長期的な需要予測をもとに、エキス粉末から顆粒・製品にわたる生産能力の増強・要員確保・人材育成などの計画を立てております。

製品の安定供給体制を維持するため、静岡・茨城・上海の3拠点において、現状の生産能力を最大限に発揮するとともに、計画的・段階的に設備を増強していく方針です。

具体的には、既設設備の基礎能力向上に努めるとともに、ロボット技術などの新生産技術の導入を図り、省人化・省力化を推し進めております。

医療用漢方製剤の販売数量増加に対応した生産能力の増強を図るため、茨城工場では、2013年度に第2造粒棟が竣工し、稼働しました。当社独自の製法で漢方製剤の顆粒を製造する重要施設であり、生産性の向上を図るべく、これまでに培った製造技術やノウハウを集約するとともに、ロボット技術を駆使した革新的な造粒システムを導入しております。



茨城工場第2造粒棟

1964年操業の静岡工場では、設備の老朽化対策や生産効率向上を目指し、2013年から全面リニューアルを開始しております。すでに今後の生産数量増に見合った生薬量を保管できる倉庫が稼働しており、さらに2016年9月には、茨城工場第2造粒棟と同様の最新システムを導入した新しい造粒・包装棟が稼働予定となっております。



静岡工場生薬倉庫

原料生薬の選別加工・保管などを担う石岡センターは、2012年度から全面リニューアルを開始し、2014年度にすべて完了しました。これにより、物流動線の改善や入出荷作業スペースの確保など、作業の効率化を図っております。

新しい生薬棟は、生薬の保管・試験・調製加工機能までを有する施設となっております。これにより、当センターの生薬保管能力は従来より倍増となりました。



石岡センター生薬棟

なお、新しい造粒・包装棟や生薬棟については、BCP(事業継続計画)に配慮し、免震対応を実施しております。

今後も長期需要予測に基づき生産能力を增強し、安定供給に努めてまいります。

ロボット技術による省人化・省力化

製造工程の搬送設備や原料の投入設備、箱詰設備などに、さまざまな分野の技術を取り込みながらロボットを自社仕様を開発し、導入しております。

これにより、従業員の労働負荷削減が図られました。これまで人が行っていた製造“作業”が製造“監視”に変わることで、連続24時間生産が実現し、生産性の向上が図られるとともに、衛生管理の強化に寄与しています。



ロボットによる自動反転

■ 主な新規生産設備の建設スケジュール

設 備	年度			進捗状況
	2014	2015	2016(以降)	
茨城工場 造粒工程	→	→		2015年度2月増設
静岡工場 造粒・包装工程	→	→	→	2016年度9月稼働予定
深川津村、石岡センターなど (生薬倉庫など)	→	→		2015年度9月までに順次稼働

❖❖❖ 主な生産拠点、物流拠点 ❖❖❖



* 分析センター:2016年4月1日付けで漢方製剤開発センターと統合し、「分析・製剤研究センター」となっております

❖❖❖ 医療用漢方製剤の製造工程 ❖❖❖

当社の医療用漢方製剤は、GMP*（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）および、漢方GMPに基づき生産しております。

原料生薬は決められた大きさに切裁し、その後、各処方方の配合比に則り秤量・調合します。調合された生薬は、抽出装置において成分を抽出します。

抽出液は、分離・濃縮された後、スプレードライヤー（逆円すい形の大型装置）で乾燥し、エキス粉末になります。エキス粉末は造粒工程を経てエキス顆粒に仕上げ、最後に分包やボトルに充填・包装します。

* GMP:Good Manufacturing Practice



■生薬、漢方製剤の物流

当社の物流は、主に原料生薬と医療用漢方製剤の2種類を取り扱っております。

原料生薬の物流は、生薬倉庫(深圳津村・石岡センター)から静岡・茨城両工場までの範囲で、品質に細心の注意を払って輸送しております。

漢方製剤の物流は、静岡・茨城両工場から東西2カ所の物流センターを経て、各地医薬品代理店までの範囲で、128種類の処方4形態の製品を約100カ所の医薬品代理店へ1~2日(一部遠隔地を除く)で配送し、そこから医薬品代理店により医療機関へ届けられます。

当社の物流は、漢方製剤を必要とする患者様にお届けするために、いかなる場合でも確実に医療機関へ安定供給し続けるという責任を果たすべく、次のような活動に取り組んでおります。

- ・物流能力の確保:漢方製剤の出荷量に応じた保管・輸送能力の増強
- ・管理レベルの向上:需給計画の精度・スピードや品質管理レベルの向上
- ・在庫の適正化:災害をはじめ様々なリスクや需要変動に対応する在庫を維持

これからも漢方製剤の安定供給と強固かつ効率的なサプライチェーン構築に向けて、あらゆる方面から物流改革を推進してまいります。



製品出荷(茨城工場)

品質管理体制の充実

活動の内容

i) 品質保証体制

当社は「お客様をリスクにさらすことのないようにする」という基本的な考えのもと、当社が製造販売する製品品質を保証することを目的に、新たな品質保証体制として「ツムラ医薬品品質システム」を立ち上げて、品質方針を定め、品質向上のための取り組みを推進しております。

この品質システムは、これまで各事業場で実施していた品質保証業務を再構築し、ツムラグループ全体を取り込む包括的な体制としております。これによって経営層の関与を円滑にし、また、グローバル化(PIC/S*対応含む)や法改正などにも迅速に対応できる仕組みとなっております。

これからも品質方針に基づき、お客様第一の品質経営を実現してまいります。

* PIC/S:Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Schemeの呼称。医薬品査察協定および医薬品査察共同スキームのことであり、GMP基準などの国際化を推進する枠組み

ii)品質管理

当社は、品質が常に一定となる漢方製剤を安定して製造するため、原料生薬の受け入れから最終製品に至る各工程において品質管理を徹底しております。

品質検査においては、公定書の基準を遵守するだけでなく、当社独自の上乗せ基準を設定するなど品質保証のさらなる強化により、患者様が漢方製剤をより安心して服用していただけるための取り組みを行っております。

中国各地で調達した原料生薬は、主に深圳津村に集められ、異物を除去するなどの選別を行います。さらに、日本と同等レベルの残留農薬、微生物や重金属などの品質試験によるチェックを経て、ツムラグループで定めた品質基準をクリアした原料生薬だけが、石岡センターを通じて各工場に供給されます。また、日本で調達した原料生薬は、石岡センターで選別および品質試験を行います。

残留農薬試験は分析センターで実施しており、石岡センターと分析センターの有機的なつながりにより、スピーディーで安定した品質管理のもと、安全で安心な原料生薬を供給する体制を築いております。

現在の漢方製剤の品質規格は、1980年(薬審第804号)および1985年(薬審2第120号)の厚生省(当時)からの通知に基づき設定されています。当社では、機器分析による成分定量試験など多くの試験項目を設定し、さらに自社規格として残留農薬、微生物など安全性に関わる品質試験も実施しております。



品質試験

◆◆ 残留農薬 ◆◆

原料生薬や漢方製剤の全ロットについて、各国の薬局方で規定されている農薬をはじめ、日本および中国・ラオスなどで生薬栽培に使用されるすべての農薬を対象として、残留農薬分析を実施しております。

さらに、上記の農薬のほか、土壌に残留している可能性のある農薬などにも検査対象範囲を広げております。

生薬中には多種多様な成分が含有されており、ごく微量に残留する農薬を分析するためには、農薬だけを効率よく抽出し分析する工夫が必要です。当社はその試験技術を独自に開発し、徹底した検査を行っております。

❖❖ 微生物 ❖❖

エキス粉末および漢方製剤の全ロットについて、日本薬局方収載の微生物試験に準拠した検査を実施しております。微生物試験においては、検体に含まれる様々な成分が微生物の検出を阻害するため、独自に開発した技術を使い、より信頼性の高い試験を行っております。

❖❖ 重金属 ❖❖

原料生薬およびエキス粉末については、日本薬局方に定められた基準・方法に準拠し、検査を実施しております。加えて、より詳細な重金属のリスクを検知し、安心できる漢方製剤を供給するため、ICP-MS*を用いて種々の金属元素(カドミウム、鉛、水銀、ヒ素)について個別に管理しております。

* ICP-MS:誘導結合プラズマ-質量分析計

❖❖ アフラトキシン ❖❖

アフラトキシンはカビが作り出す物質で、人や動物に対して有害な作用を示します。当社では、微量のアフラトキシンを測定できる技術を用いて、原料生薬および漢方製剤のアフラトキシン汚染リスクに対する管理体制を構築しております。

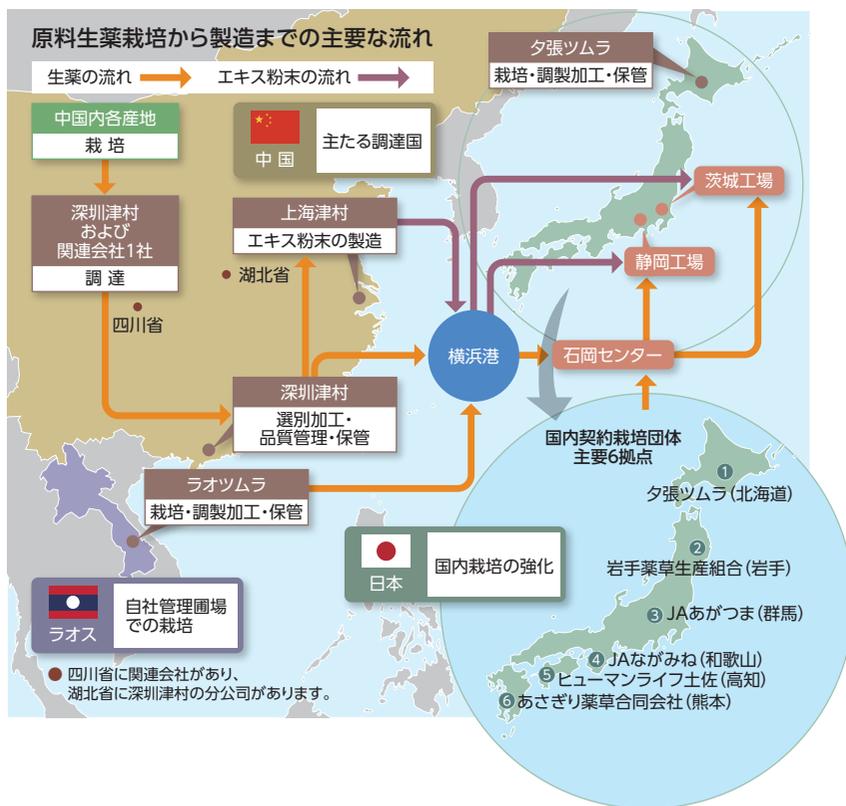
❖❖ 放射性物質 ❖❖

2011年3月の東日本大震災にともなって発生した原子力発電所の事故により、新たに放射性物質の試験管理体制が課題となりました。これに対して、同年12月13日付けで厚生労働省から通知が出され、日本製薬団体連合会が「生薬等の放射性物質測定ガイドライン」を策定しました。当社は、このガイドラインに従い、原料生薬や漢方製剤および水(製造用水)の安全性を確認し、品質を管理しております。

活動目標5

安全な生薬の安定確保

当社は、厳しい品質基準を満たす生薬を安定的に調達するため、「自社管理圃場の拡大」「安全な生薬の生産管理体制の確立」「生薬の加工・品質管理体制の強化および効率化」「原料生薬の価格の安定化」の4つを重点的に推し進めております。また、野生生薬の栽培化を進め、野生品に頼らない調達の安定化を実現するという課題にもチャレンジしてまいります。



(1)活動の内容

当社は、漢方製剤の原料となる生薬を中国から約80%、日本で約15%、ラオスなどから約5%調達しております。「安全な生薬の安定確保」のために、漢方製剤の長期的な需要予測に基づき、国内外での生薬栽培地の拡大、加工(調製加工*1および選別加工*2)・品質管理・保管能力の強化などについて、中長期的な計画を立案しております。

*1 調製加工:収穫された生薬の乾燥・蒸し・異物除去などを行う

*2 選別加工:調製加工された生薬の異物除去・最終チェックを行う

■「安全な生薬の安定確保」のために

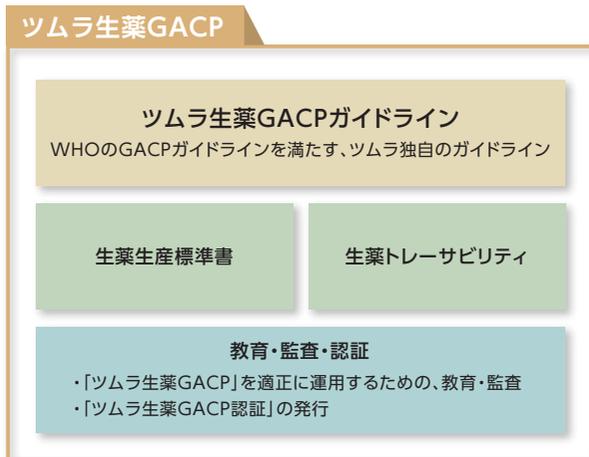
当社は、原料生薬生産地から生薬加工場に納入される各段階で、栽培・加工・流通・保管などの記録を収集・保管し、情報の追跡と遡及を可能とする仕組みとして生薬トレーサビリティ体制を確立し、運用しております。この体制により、漢方製剤の製造工程、流通過程の履歴情報と併せ、医療機関から原料生薬生産地までの全履歴情報の追跡・遡及が可能となりました。

さらに、生薬の安全性および品質保証体制をより強固なものにするため、生薬生産標準書・生薬トレーサビリティ・監査を柱とした「株式会社ツムラ 生薬生産の管理に関する基準(ツムラ生薬GACP*1)」を2010年に制定しました。

これには、一般農作物の管理基準であるGAP*2の認証制度などを参考にした独自の方法を採用しております。ツムラ生薬GACPを確実に運用し、さらに強化することで「安全な生薬の安定確保」につなげてまいります。

*1 GACP:Good Agricultural and Collection Practice

*2 GAP:Good Agricultural Practice(農業生産工程管理)

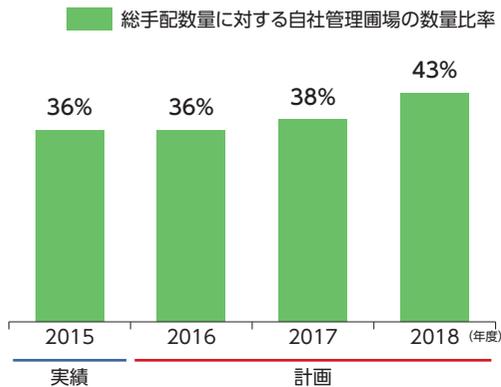


■ 自社管理圃場の拡大

自社管理圃場とは、当社が直接的に栽培指導をすることができ、栽培にかかるコストの把握と原料生薬の購入価格設定が可能な圃場のことを指します。LAO TSUMURA CO., LTD. (以下ラオツムラ) や株式会社夕張ツムラ (以下夕張ツムラ) のようにツムラグループが運営する圃場と、パートナー企業を通じて管理する圃場が含まれます。

自社管理圃場での生薬生産を拡大することにより、原料生薬の価格と調達の安定を実現してまいります。

<自社管理圃場計画>



※中国での協議栽培および日本国内の契約栽培を含む

■ 栽培技術の開発と生産化

当社は、自社管理圃場における栽培技術開発および生薬の100%栽培化を目指し研究を進めております。

日本では、北海道を中心に生薬の収量向上や品質の安定化のための研究を行っております。

中国では、中国医葯健康産業股份有限公司や関連する研究機関と現行栽培技術の改良、野生品の栽培化に関する共同研究を実施しており、野生品のみに依存する生薬は少なくなってきました。

今後も栽培化を推進し、「安全な生薬の安定確保」を進めてまいります。

ニンジン 人参の自社管理圃場確立

2011年10月、中国吉林省白山市政府と人参の共同開発などを進めるための協議書を締結しました。白山市は中国における人参の主要産地であり、人参栽培基地の拡大を進めています。

また、2014年6月には、中国中医科学院中薬研究所と「人参の畑栽培および人参栽培地の永続的利用に関する共同研究契約」を締結しました。森林資源と生態系を保護するため、日本の栽培経験を取り入れ、全面的に土壌を検査し科学的な栽培方法を探求しております。2020年までに大規模な非林地薬用人参栽培の実現を目指してまいります。



人参栽培地(中国)

チョウトウコウ 釣藤鈎の品質研究

多成分を含む生薬のひとつである釣藤鈎は、日本薬局方に3つの基原種が記載されており、薬用部位は「通例とげ」と記載されています。さらに釣藤鈎は、産地が広範囲にわたることや近年の栽培化等により、品質に多様性を生じる可能性があります。

これらの特徴がある釣藤鈎について、多成分を指標として評価した結果、部位(とげと茎)の違いが生む品質多様性は、基原種および産地の違いによる影響よりも小さく、基原種や産地をコントロールすることで、原料生薬の品質安定化が図れることを見出しました。あわせて同様の手法で野生品と栽培品の品質同等性も確認しております。

2015年9月岐阜県で開催された「日本生薬学会第62回年会」において、当社生薬研究所員がこれら品質に関する研究で優秀発表賞を受賞しております。

今後も多成分系薬剤である生薬の特徴を引き出した品質評価技術の構築に努めてまいります。



(2)原料生薬の調達・物流体制

中国各地の生薬生産団体、産地会社などを通じて調達した原料生薬は、主に深圳津村薬業有限公司(以下深圳津村)に集め、異物や不良品を除去するなどの選別

加工を行っております。

さらに残留農薬・微生物・重金属などの試験を全ロットで実施し、日本と同等のチェックを経て、当社が定めた品質基準をクリアした原料生薬だけが上海津村製薬有限公司や石岡センター（茨城県）に送られます。また、日本やラオスで調達した原料生薬は、石岡センターへ送られ、同様に選別加工および品質試験が行われます。

(3)各国での活動

■中華人民共和国(中国)

中国においては、安全な原料生薬を調達するために、生産地の選定と徹底した品質管理を行っております。

とくに、深川津村は、原料生薬の調達・選別加工・品質管理・保管*の4つの機能を有する極めて重要な拠点です。

深川津村および関連会社が中国の産地会社を通じて原料生薬の手配を行うとともに、生薬生産団体への栽培指導や安定確保のため、長期契約栽培の拡大を継続して進めております。また、日本における漢方製剤の需要増加に対応するため、加工能力および保管能力の増強を段階的に進めております。



深川津村(中国深圳市)

* 保管:日本と同等の保管条件の低温倉庫で原料生薬を保管

当社は、2008年より中国の関連会社および産地会社の方々にお集まりいただき、原料生薬の安定供給や品質向上における当社の方針を理解していただくこと等を目的とした「ツムラ中国協会」を毎年開催してまいりました。

2015年度からは、中国の関連会社主催の協会に形を変え、その地域における課題を中心に意見交換を図っております。これからも相互信頼を醸成し、安全な生薬の安定確保に対する取り組みを進めてまいります。

■日本

国内には、6カ所の主要な生産拠点(北海道・岩手県・群馬県・和歌山県・高知県・熊本県)があります。

2009年7月に設立した夕張ツムラは、北海道における原料生薬の一貫生産拠点として、栽培指導・調達・調製加工・保管を担い、川芎^{センキョウ}・蘇葉^{ソウエツ}・当帰^{トウキ}などの原料生薬栽

培や栽培効率化の研究、機械化による大規模生薬栽培の推進、種苗生産も行っております。原料生薬栽培は、将来的に北海道全域で栽培面積や生産量を拡大する計画となっております。

2014年12月、夕張ツムラは生薬事業の基盤の強化を目的として、「農業生産法人*1」へ移行しました。農業生産法人化によって、自社管理圃場の運営を本格化し、原料生薬の生産拠点としての機能強化を進めております。

2015年9月には、新たに倉庫、製造棟、事務棟を増設しました。

また、夕張ツムラは、2010年4月に農業生産法人てみるファーム*2と生薬栽培に関する委託契約を締結し、障がい者が原料生薬栽培に携わることができる機会を提供しております。

現在は、栽培委託する生薬の種類を増やすなどの取り組みについても共同して進めております。



自社管理圃場(滝川農場)

*1 農業生産法人:2016年4月1日施行の改正農地法により「農地所有適格法人」に呼称が変更となりました

*2 てみるファーム:北海道札幌市・石狩市に50ヵ所の事業所・施設をもつ社会福祉法人「はるにれの里」が、2010年4月に知的障がい者の自立を目的として設立した農業生産法人

■ラオス人民民主共和国(ラオス)

2010年2月に設立したラオツムラでは、7ヵ所の自社管理圃場で原料生薬の栽培を進めております。現地法人設立時点の自社管理圃場は約150haでしたが、現在は約770haに達しています。

ラオスで栽培する生薬のひとつである桂皮^{ケイヒ}は、2007年から植え付けを開始しておりますが、現在は収穫するまでに至りました。

ラオスでの事業内容は、ラオス政府が推進している「2+3政策*」に合致した第一次産業事業です。現地での雇用創出による安定収入や社会経済基盤の整備を実施することから、ラオス政府や地元村民からも期待されています。また、事業を通じた地域貢献として、原料生薬栽培地のサラワン県ラオンガム郡からの依頼に応え、中学校校舎建設に協力しました。

ラオツムラでは、今後も生薬栽培事業を通じて現地雇用の拡大、農業技術の移転・普及など、ラオスの経済成長につながる貢献を継続してまいります。

* 2+3政策:ラオスが土地と労働力を提供し、外資が資本・技術・市場を提供する政策



桂皮初収穫

活動目標6

開かれた会社の創造

基本基調

「社会や人々のお役に立てる企業」
「人に優しい企業」

当社は、「一人ひとりが成長することによって、はじめて会社は成長する」という信念のもと、“人”の成長と組織力の向上に重点を置き、「一人ひとりが使命感に燃え、チームプレーで大きな成果を生み出すグループ企業の実現」を目指してまいります。

活動の内容(基本基調)

当社は、「社会や人々のお役に立てる企業」「人に優しい企業」を、会社や社員の行動の根底にある考え方である「基本基調」としております。

これは、「企業は単に法令を遵守し、事業を通じて利益を確保するといった基本的な責任を負うばかりではなく、事業活動による環境負荷を減らすなど、さまざまな社会的配慮が必要である」との認識によるものです。

漢方製剤は、原料生薬の栽培・調達からはじまり、製造・販売までの長い時間とさまざまな行程を経て、医療機関そして患者様に届けられます。このように当社は製薬企業でありながら、生薬の栽培を通じて第一次産業である「農業」と深く関わっているという側面があります。これらの事業を通じて「社会や人々のお役に立てる企業」「人に優しい企業」でありたいと考え、「障がい者の雇用に関する取り組み」や「循環型企業を目指した環境への取り組み」を進めております。

■障がい者の雇用に関する取り組み

当社の障がい者雇用の基本的な考え方は、業務に必要な能力を有する障がい者を一般社員と同じ戦力として雇用し、同じ職場で一緒に働くことです。障がい者の個性と能力が活かされるよう、本人および上長へのヒアリングや面談を定期的を実施し、働きやすい職場環境の提供に取り組んでおります。

グループ会社の取り組みの一例としては、夕張ツムラの生薬加工場においてバリア・フリー化を行い、生薬の選別などで作業しやすい職場設計を行っております。

当社がグループ全体のテーマとして雇用促進に取り組んできた結果、国が定める障がい者の法定雇用率2.0%以上を遵守し、2015年度末において3.13%となりました。グループ会社では、それぞれの事業の特徴に応じて障がい者が働ける機会

を設けております。今後も、漢方・生薬事業を通じたさらなる雇用機会の創出に努めてまいります。

■循環型企业を目指した環境への取り組み

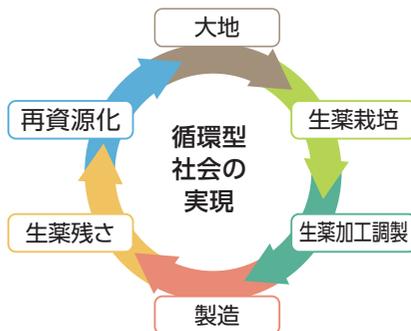
当社は、自然の恵みである生薬の栽培を基点とする事業を展開していることもあり、自然環境への優しさに配慮した「循環型企业」を目指しております。

当社の事業活動において、漢方製剤を製造する過程で生薬残さ*が生じます。これら生薬残さは、有機堆肥化するなど全量を再資源化しております。

その他、持続的に生薬が調達できる栽培化研究や環境保全対策など、当社独自の環境施策を推し進めております。

これからも自然環境を大切な資本と考えた環境経営を基本とし、循環型企业を目指した環境への取り組みを進めてまいります。

* 生薬残さ:エキスを抽出したあとの生薬の残り



■5S活動

5Sとは整理・整頓・清掃・清潔・^{しつけ}躰のことで、活動は職場ごとに到達目標(項目とレベル)を定めて取り組み、その結果を検証し次の段階に進むという形で行っております。活動を通じて職場の全員が活発な討議を行うなど、職場内のコミュニケーションは深まっており、一人ひとりが助け合い、意見を出し合うことによって、働きやすい職場環境を自らが醸成していくことを目指しております。

5S活動は、静岡・茨城両工場で開始されましたが、現在は本社部門・研究所・石岡センターの他、海外拠点の上海津村製薬有限公司、深圳津村薬業有限公司においても行われております。

❖❖❖ 一人ひとりの成長により、会社は成長する ❖❖❖

当社は、患者様が安心して、安全に漢方製剤を服用し、有効に治療効果をあげていただくことができるよう、理念に基づく経営の先には常に医療に従事される皆様、そして患者様とそのご家族がいらっしやることを強く意識して行動しております。

世界に手本のない漢方ビジネスにおいては、各組織そして一人ひとりが何をす

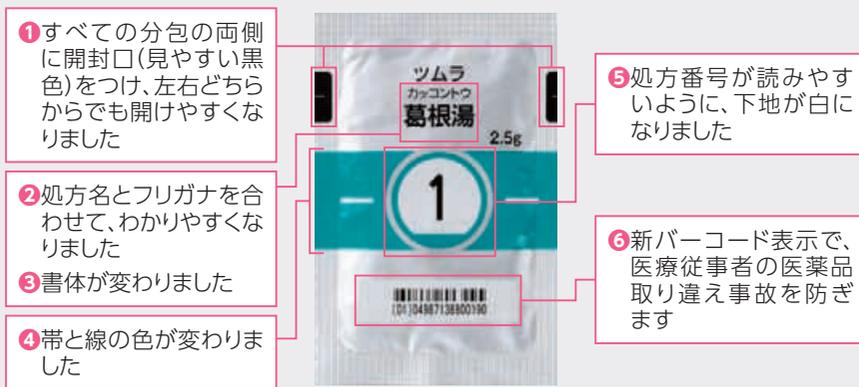
べきか、優先すべきことは何かを、自ら考え行動しなければなりません。そして、自ら実行に移していくことを、自然にできる人によって構成される企業集団を目指しております。経営を支える基盤には必ず“人”がいます。“人”が組織をつくり、組織が企業を支えて成長を促している以上、働く従業員すべてが「一人ひとりが成長することによって、はじめて会社は成長する」という意識を持つことが重要と考えております。

当社グループは「誰からも信頼される人の企業集団」となるべく、体系的な教育の実施と日々の業務を通じた職場での人材育成とを連携させながら、「明るく、正しく、遅しく」を合言葉に、企業使命を果たしてまいります。

医療用漢方製剤、新しい包装デザインへ

厚生労働省通知により、医療用医薬品の調剤包装単位(PTP包装シートや分包等)に製品を特定するバーコード表示が義務化されたこととともない、当社医療用漢方製剤においても分包デザイン等を新しく変更しました。

新しい分包は、患者様や医療従事者の皆様が見やすく使いやすいように、ユニバーサルデザイン*を取り入れております。



* ユニバーサルデザイン:「すべての人にわかりやすいデザイン」を意味し、文化・言語・国籍・年齢・性別・能力の違いなどに拘わらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように、施設・製品・情報を設計・デザインすることをいいます

配当について

当社では、株主様に対する利益還元を会社の重要な政策と考え、今後も事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施していく方針としております。

<配当金の推移>



(注) 2015年度の1株当たり配当金および配当性向につきましては、第80回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を提案しており、その提案が決議された場合の数値を記載しております。

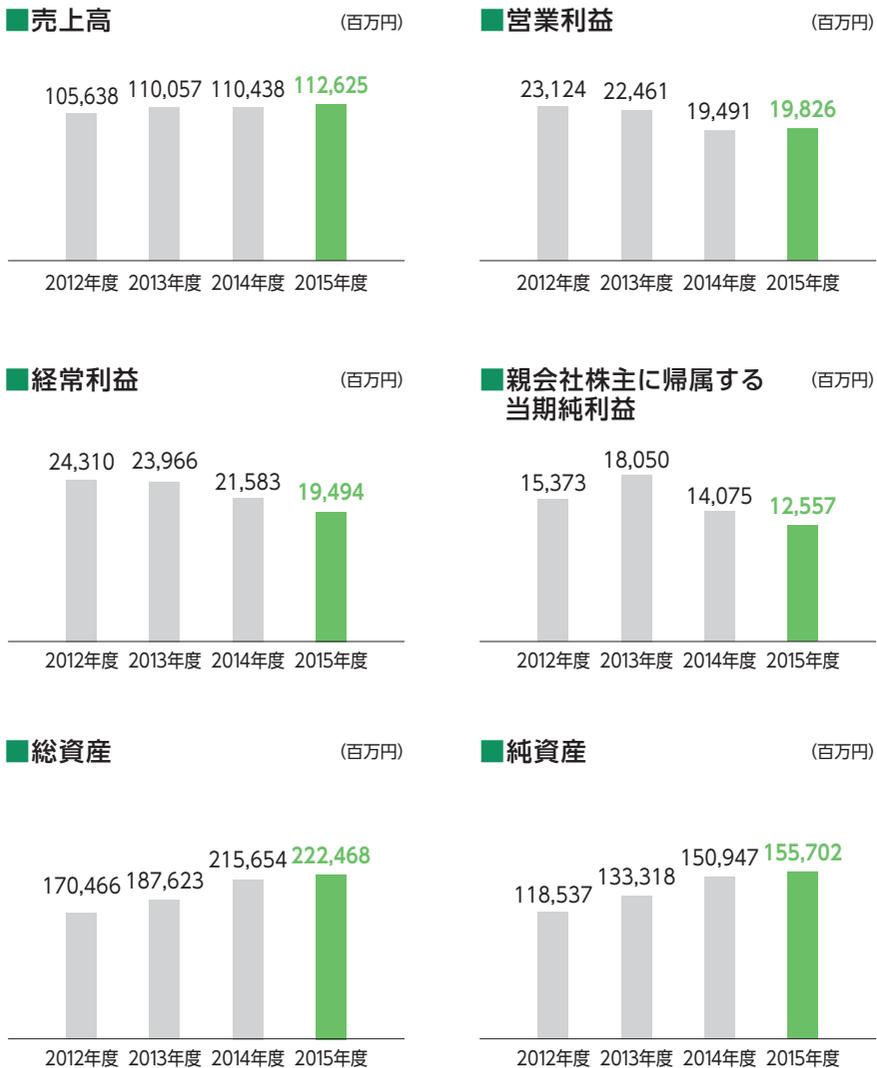
3 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、96億3千8百万円であります。
その主なものは、医薬品生産設備増強のための88億7千万円であります。

4 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資、社債発行等による資金調達は行いませんでした。

5 直前3連結会計年度の財産および損益の状況



(単位:百万円)

区 分	第77期 (2012年度)	第78期 (2013年度)	第79期 (2014年度)	第80期 (2015年度)
売 上 高	105,638	110,057	110,438	112,625
営 業 利 益	23,124	22,461	19,491	19,826
経 常 利 益	24,310	23,966	21,583	19,494
親会社株主に帰属する当期純利益	15,373	18,050	14,075	12,557
1株当たり当期純利益(円)	217.98	255.94	199.58	178.06
総 資 産	170,466	187,623	215,654	222,468
純 資 産	118,537	133,318	150,947	155,702
1株当たり純資産額(円)	1,658.88	1,860.14	2,103.04	2,169.13

6 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

下記製品の製造、販売ならびに輸出

事業の名称	製品分類	主要製品
医薬品事業	医療用医薬品	医療用漢方製剤129処方、 ウィルソン病治療薬メタライト他
	一般用医薬品	中将湯・ラムール等の婦人薬、一般用漢方製剤他

7 主要な事業所および工場 (2016年3月31日現在)

①当社

本 店 東京都港区赤坂二丁目17番11号

工 場 静岡工場(静岡県藤枝市)
茨城工場(茨城県稲敷郡阿見町)

研究所 ツムラ研究所(茨城県稲敷郡阿見町)

事業所 札幌支店、仙台支店、東京支店、南関東支店、横浜支店、
関東甲信越支店、名古屋支店、京滋北陸支店、
大阪支店、神戸支店、広島支店、高松支店、福岡支店

(注)なお、神戸支店は、2016年4月1日より、大阪支店に編入されております。

②連結子会社

株式会社ロジテムツムラ(静岡県藤枝市)
深圳津村薬業有限公司(中国深圳市)
上海津村薬業有限公司(中国上海市)
TSUMURA USA, INC. (米国カリフォルニア州)

8 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	議決権比率 (%)	主要な事業内容	備考
株式会社ロジテムツムラ	250 (百万円)	100.0	運送および保管	連結子会社
深圳津村薬業有限公司	50,440,000 (米ドル)	100.0	原料生薬の調達・選別加工および保管	
上海津村製薬有限公司	36,200,000 (米ドル)	63.0	漢方エキス粉末の製造および販売	
TSUMURA USA, INC.	1,261,328 (米ドル)	100.0	米国における医薬品開発	
株式会社夕張ツムラ	80 (百万円)	25.0	原料生薬の調達・選別加工および保管	非連結子会社
LAO TSUMURA CO., LTD.	4,586,623 (米ドル)	100.0	原料生薬の栽培	

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
四川川村中薬材有限公司	8,739,985 (米ドル)	26.0	原料生薬の調達・選別

9 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,242(695)名	93名減(22名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

10 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,781百万円
株式会社三井住友銀行	9,269百万円
株式会社みずほ銀行	3,816百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

1 発行可能株式総数

250,000,000株

2 発行済株式の総数

70,771,662株

(自己株式 247,631株を含む)

3 株主数

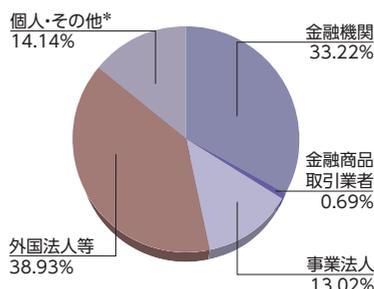
12,278名(前期末比 1,845名減)

4 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,692 千株	5.24 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,016	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,868	4.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,197	3.12
ツムラグループ従業員持株会	1,898	2.69
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	1,678	2.38
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,581	2.24
第一三共株式会社	1,525	2.16
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1,426	2.02
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,094	1.55

(注) 持株比率は自己株式(247,631株)を控除して計算しております。

〈所有者別株式数分布状況〉



*「個人・その他」には、自己株式247,631株を含めております。

3. 役員に関する事項

1 取締役および監査役の状況 (2016年3月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	かとうてろかず 加藤 照 和	
取締役	すぎたとおる 杉 田 亨	
取締役	ふじやすのり 藤 康 範	
社外取締役	すぎもとしげる 杉 本 茂	公認会計士、不動産鑑定士、税理士、株式会社さくら総合事務所 代表取締役、さくら萌和有限責任監査法人 代表社員、ヒューリックリート投資法人 監督役員
社外取締役	まついけんいち 松 井 憲 一	株式会社三重銀行 社外取締役
社外取締役	ますだやよし 増 田 弥 生	株式会社やよいジャパン 代表取締役
常勤監査役	なかやまてるなり 中 山 照 也	
常勤監査役	いわさきつよし 岩 澤 強	
社外監査役	おおうちくにこ 大 内 園 子	弁護士、大内くに子法律事務所 所長
社外監査役	はねいしきよみ 羽 石 清 美	公認会計士、税理士、羽石清美公認会計士事務所 所長

(注1) 監査役羽石清美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注2) 当社は、杉本茂氏、松井憲一氏、増田弥生氏、大内園子氏、羽石清美氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

(注3) 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。なお、(※)は取締役であります。

執行役員の状況 (2016年3月31日現在)

地位	氏名	担当
社長執行役員 (※)	かとうてろかず 加藤 照 和	渉外調査室、監査室担当
専務執行役員 (※)	すぎたとおる 杉 田 亨	コーポレート・コミュニケーション室、購買部、物流企画部、情報技術部担当
常務執行役員	たかたけりゅうじ 高 崎 隆 次	製品戦略本部長 兼 製品情報部長
上席執行役員 (※)	ふじやすのり 藤 康 範	コンプライアンス統括部長 兼 経営企画室、人事部、経理部担当
上席執行役員	たけだしゅういち 竹 田 秀 一	信頼性保証本部長
執行役員	むらたりのいち 村 田 亮 市	医薬営業本部長
執行役員	とだこういん 戸 田 光 胤	生薬本部長 兼 中国統括室長
執行役員	なかたみつる 中 田 充	秘書室長 兼 総務部、法務部担当
執行役員	うすいきとし 碓 井 公 利	生産本部長

(注4) 当事業年度末日後の役員は次のとおりであります。

取締役および監査役の状況(2016年4月1日付)

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	加藤 照和	
取締役	杉田 亨	
取締役	藤 康 範	
社外取締役	杉本 茂	公認会計士、不動産鑑定士、税理士、株式会社さくら総合事務所 代表取締役、さくら萌和有限責任監査法人 代表社員、ヒューリックリート投資法人 監督役員
社外取締役	まつ井 憲一	株式会社三重銀行 社外取締役
社外取締役	増田 弥生	株式会社やよいジャパン 代表取締役
常勤監査役	なかやま 照也	
常勤監査役	いわ岩 澤 強	
社外監査役	おお内 窓 子	弁護士、大内く子法律事務所 所長
社外監査役	はねいし 石 清 美	公認会計士、税理士、羽石清美公認会計士事務所 所長

執行役員の状況(2016年4月1日付)

地位	氏名	担当
社長執行役員(※)	加藤 照和	渉外調査室、監査室担当
専務執行役員(※)	杉田 亨	購買部、SCM企画部担当
常務執行役員	たか高 崎 隆 次	製品戦略本部長 兼 製品情報部長
上席執行役員(※)	ふじ藤 康 範	コンプライアンス統括部長 兼 人事部、情報技術部担当
上席執行役員	たけ竹 田 秀 一	信頼性保証本部長
執行役員	むら村 田 亮 市	医薬営業本部長
執行役員	と戸 田 光 胤	生薬本部長 兼 中国統括室長
執行役員	なか中 田 充	秘書室長 兼 総務部、法務部担当
執行役員	うす碓 井 公 利	生産本部長
執行役員	あ安 だ 達 晋	経営企画室長 兼 コーポレート・コミュニケーション室、経理部担当

2 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種別
取締役 (うち社外取締役)	10 (3)	221 (22)	基本報酬
監査役 (うち社外監査役)	8 (4)	61 (14)	基本報酬
合計 (うち社外役員)	18 (7)	283 (37)	

(注1) 上記には、2015年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名分、監査役4名分を含めております。

(注2) 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額50百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

(注4) 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

②その他の報酬等

当事業年度に係る報酬等以外に、当事業年度に受け、または受ける見込み額が明らかになった報酬等はありません。

3 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本茂氏は、株式会社さくら総合事務所の代表取締役およびさくら萌和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。なお、いずれも当社との間に特別の関係はありません。取締役増田弥生氏は、株式会社やよいジャパンの代表取締役を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本茂氏は、ヒューリックリート投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。取締役松井憲一氏は、株式会社三重銀行の社外取締役を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

【取締役会および監査役会への出席状況】

	取締役会		
	出席回数	開催数	出席率
取締役 杉本 茂	18	19	94.7%
取締役 松井 憲一	13	13	100.0%
取締役 増田 弥生	13	13	100.0%
監査役 大内 園子	13	13	100.0%
監査役 羽石 清美	13	13	100.0%

(注1) 取締役杉本茂氏は、当事業年度に開催されたすべての取締役会を対象としております。

(注2) 取締役松井憲一氏および増田弥生氏、監査役大内園子氏および羽石清美氏は、第79回定時株主総会(2015年6月26日)以降に開催された取締役会を対象としております。

	監査役会		
	出席回数	開催数	出席率
監査役 大内 園子	18	18	100.0%
監査役 羽石 清美	18	18	100.0%

(注) 監査役大内園子氏および羽石清美氏は、第79回定時株主総会(2015年6月26日)以降に開催された監査役会を対象としております。

【取締役会および監査役会における発言状況】

取締役杉本茂氏は、公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての見地から、取締役会において適宜有益な助言・提言を行っております。取締役松井憲一氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会において適宜有益な助言・提言を行っております。取締役増田弥生氏は、長年にわたる外資系企業における豊富な経験と見識に基づき、取締役会において適宜有益な助言・提言を行っております。監査役大内園子氏は、弁護士としての見地から、取締役会および監査役会において適宜有益な助言・提言を行っております。監査役羽石清美氏は、公認会計士、税理士としての見地から、取締役会および監査役会において適宜有益な助言・提言を行っております。

④当社および当社の主要取引先等特定関係事業者等との親族関係

該当事項はありません。

⑤社外役員に関するその他の重要な事項

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えるため、2015年6月26日開催の第79回定時株主総会において補欠の社外監査役として野田聖子氏が選任されております。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定および定款に基づき、社外取締役3名および社外監査役2名と、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

1 名称

新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、当事業年度における会計監査人の監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しました。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、専門性、監査体制、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要(2015年11月25日改正)及び当該体制の運用状況の概要は、つぎのとおりであります。

1 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則である「ツムラ行動憲章」を含む「ツムラ コンプライアンス・プログラム」を定め、教育をはじめとする継続的な取り組みを計画的に実施しております。
- ②当社は、企業活動において常に高い倫理性と透明性を確保し、研究者、医療担当者、患者団体、卸売業者等との交流に対する説明責任を果たしております。社会の信頼に答えていくために「ツムラ コード・オブ・プラクティス」(以下「ツムラコード」という)を制定し、これに基づき設置されている「ツムラコード委員会」が、「ツムラコード」の管理・運営・周知徹底等を行っております。
- ③グループ会社では当社と同様に企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則である「行動憲章」を含む「コンプライアンス・プログラム」を定め、教育をはじめとする継続的な取り組みを計画的に実施しております。さらに、国内グループ会社については「ツムラコード」を遵守しております。
- ④当社グループのコンプライアンス推進に関する方針・計画については、「コンプライアンス委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針を提示・指示しております。また、定期的に国内外のグループ会社の責任者等を集めて、当社グループのコンプライアンス推進を徹底しております。
- ⑤コンプライアンスの推進にあたっては、コンプライアンス最高責任者、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進担当者及びコンプライアンス主管部門(コンプライアンス統括部)を置き、当社グループのコンプライアンス体制整備・教育・浸透を図っております。また、コンプライアンス担当役員は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的

に報告しております。

- ⑥コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、国内では「ツムラグループホットライン」(匿名も可)を社内外に設置し、情報の収集と改善に努めており、海外グループ会社におきましても個別の相談窓口を設置しております。この場合、相談・連絡内容を秘密とするとともに、相談・連絡者に対して不利益な取扱いを行わないこととしております。
- ⑦当社は、業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、社長直轄の内部監査部門(監査室)が「内部監査規程」に基づき内部監査を適正に実施しております。また、グループ会社に対して実施する内部監査に関しては、その手続き及び方法について定める「関係会社監査基準」に基づき、企業活動が適正に行われているか否かの評価を実施しております。
- ⑧当社は、財務報告の適正性を確保するための内部統制を整備・運用し、金融庁企業会計審議会公表の実施基準に準じ基本方針及び計画を定め、それに基づき監査室が有効性の評価を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適切な情報管理を行うため、法令及び「情報管理基本規程」等に従い、情報管理最高責任者、情報管理担当役員、情報管理責任者及び情報管理主管部門(総務部)を置き、社内体制の整備及び教育等に取り組んでおります。
- ②情報管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。
- ③当社では、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を定め、効果的に実施するため「リスク管理規程」を制定しております。
- ②当社グループのリスク管理に関する方針・計画については、「リスク管理委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針を提示・指示しております。
- ③リスク管理の推進にあたっては、リスク管理最高責任者、リスク管理担当役員、リスク管理統括推進責任者、リスク管理推進責任者及びリスク管理主管部門(総務

部)を置き、社内体制の整備やリスクの洗い出し、評価を行うとともに、リスク発生回避のための対策や、万が一発生した場合の被害や損失を極小化するための措置を講じております。

また、リスク管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。

- ④当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合には、リスク管理最高責任者を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対策にあたります。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会は、社外取締役を構成員に含み、月1回開催するほか、必要に応じ開催しております。また、取締役会決議事項を含む重要案件については、執行役員会で協議し、経営会議の審議を経て意思決定を行っております。

- ②当社は、執行役員制度のもと、執行役員の業務目標について取締役会で承認し、その執行状況を取締役会において定期的に報告させる等、効率的な業務執行を行っております。

また、業務執行機能の効率性を高めるため、執行役員をもって構成する執行役員会を設置し、経営全般の業務執行に関する情報共有及び重要事項の協議を行っております。

- ③当社では、各職位の職務・権限及び責任について定めた「組織・職務権限規程」に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務を執行しております。また、グループ会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用し、効率性の確保に努めております。

5 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を管理するにあたっての基準を明確にし、グループ会社の指導ならびに育成を適正に推進するとともに、当社グループの内部統制、法令及び企業倫理遵守、経営効率の向上を目的として、「関係会社管理規程」を定めております。また、グループ内の取引に関する公正性を維持するため「グループ内取引管理規程」を制定し、取引の適正性を確保するよう努めております。

6 グループ会社における取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各グループ会社における経営上の重要な事項については、当社の決裁基準に則して定めた基準に従い、当社での決裁、当社への報告を要することを「関係会社管理規程」にて定めております。また、各グループ会社の決算書、組織・人員構成に関する資料、取締役会及びその他意思決定・報告機関の議事録等についても「関係会社管理規程」に基づき、定期的に当社へ報告する体制としております。当規程はすべてのグループ会社に適用し、各グループ会社は規程に定められた事項の適時適切な履行に努めております。

さらに、グループ会社役員から当社役員(代表取締役、監査役、グループ会社を担当する執行役員等)に対する事業報告の機会として、「関係会社事業報告会」を年1回開催しております。報告会では、決算の報告に加えて年度の活動実績やガバナンス体制、リスク管理、株主総会の議案等についても報告しております。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は監査役と協議のうえ、監査役会の円滑な運営及び監査役監査の効率化を推進するため、監査役会事務局を設置し、専任の使用人を置いております。当該使用人は監査役の指揮命令に従って職務を遂行するとともに、員数、任命、評価、異動、その他人事に関する事項については、監査役と協議のうえ、その同意を得て行っております。また、当該使用人には、必要な会議への出席、業務担当部門からの情報収集権限が付与されております。

8 取締役、使用人及びグループ会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役、使用人及びグループ会社の取締役、監査役、使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項や監査役から求められた職務の執行に関する事項等をすみやかに報告しております。

また、当社は報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないようにしております。

- ②報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法や「監査役監査基準」等の規定に従っております。
- ③コンプライアンス統括部は、「ツムラグループ ホットライン」で受け付けた相談・連絡内容を、適宜、監査役に報告しております。監査室は、内部監査結果及び財務報告に係る内部統制の評価活動結果を、定期的に監査役に報告しております。グループ会社の監査役は、グループ会社監査結果を定期的に監査役に報告しております。

9 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づき費用の前払等の請求をしたときは、すみやかに処理することとしております。

10 その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、定期的に当社の監査役と社内取締役の意見交換の機会を確保し、取締役に対する監視等の実効性の向上を図っております。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 【ガバナンスに関する事項】

①経営環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の透明性・公正性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの基盤整備の一環として、2015年6月、つぎの機構改革を行いました。

《経営監督機能の強化》

社外取締役を2名増員し、取締役会を6名(社内取締役3名・社外取締役3名)の構成としました。また、経営の透明性・公正性を高めるため、社外取締役3名で構成される「社外取締役会議」を新設しました。

《業務執行機能の強化》

- ・各執行役員の業務執行上の職責に応じて、新たに役付執行役員を設けました。
- ・従来の「常務会」を改組し、取締役会の意思決定を補佐する審議機関として「経営会議」を設置しました。
- ・経営全般の業務執行に関する重要事項を協議する「執行役員会」を新設しました。

②監査室が策定し経営会議にて承認された内部監査計画に基づき、「内部監査規程」に準拠した内部監査を実施しております。その結果については、経営会議、監査役会、会計監査人への報告を行っておりますが、当社の事業に重大な影響を及ぼすとみられるような問題または不備は発生しておりません。

③監査室が策定し経営会議及び取締役会にて承認された内部統制評価計画に基づき、金融商品取引法、金融庁企業会計審議会公表の実施基準及び「内部統制規程」に準拠し、「全社的な内部統制」「業務プロセスの内部統制」ならびに「IT全般統制」について、整備状況及び運用状況などを継続的に評価しております。その結果については、経営会議、取締役会、監査役会及び会計監査人への報告を行っておりますが、財務報告に係る内部統制の有効性に重大な影響を及ぼすような不備は発生しておりません。

2 【取締役の職務の執行に関する事項】

①法令、定款、「取締役会規則」、「経営会議規則」、「組織・職務権限規程」等により、「取締役会」と経営全般の業務執行に関する重要事項を審議・決裁する「経営会議」の役割と責任を明確化しております。当事業年度において、取締役会は19回開催されました。社外取締役が複数(総数の半分にあたる3名)になったことで、従来にも増して議論が活発化されております。

- ②取締役会の監督機能を強化し、取締役会における審議のさらなる活性化を図るため、取締役会の上程議案数及びその内容の整理を行い、「取締役会規則」を改正しました。その結果、取締役会における決議事項と報告事項が明確化され、併せて一部の議案については、「経営会議」に審議・決裁権限を委譲しました。
- ③「社外取締役会議」は、当事業年度(2015年6月以降)において、合計12回開催され、経営に必要な情報の共有・交換の場とするとともに、社外取締役より、独立した立場で取締役会に対して必要な提言をいただいております。

3 【コンプライアンスに関する事項】

- ①当社グループのコンプライアンス推進活動方針は、コンプライアンス委員会で、毎年11月に実施するコンプライアンスに関するアンケート結果や社内外で発生した事象等を踏まえて策定し、取締役会で承認後、各業務担当部門及びグループ会社に対して提示・指示され、各職場のコンプライアンス推進活動として実施しております。
- ②役員員に対しては計画的に外部講師または社内講師による教育(e-ラーニングやDVD教育等含む)を実施しております。
- ③当社グループのコンプライアンス推進を徹底するため、国内外のグループ会社の責任者等を集めた情報交換会を年2回(11月・3月)開催しております。
- ④社内外に設置したコンプライアンスに関する相談・連絡窓口の「ツムラグループ ホットライン」の利用件数は52件でした。なお、「ツムラグループ ホットライン」で受け付けた相談・連絡内容は、定期的にコンプライアンス最高責任者である社長及び監査役に報告しております。
- ⑤ツムラコードの管理、運営、周知徹底を図るため、ツムラコード委員会を定期的で開催(5月・9月・2月)しております。

4 【情報管理に関する事項】

当社グループにおける情報資産の適正管理をより実効的なものとするため、「情報管理基本規程」「情報管理細則」を改正し、「情報管理基本方針」等を新たに設け、情報資産の有効活用及び情報漏洩防止策を掲げ、それらを推進しました。また、情報セキュリティを含む具体的な情報取扱いに関する「情報管理取扱い基準」を制定し、説明会及びe-ラーニングの実施により、取締役をはじめとする役員への情報管理及び情報セキュリティの教育等に取り組みました。

5 【リスク管理に関する事項】

当社グループのリスク管理は、リスク管理主管部門(総務部)による業務担当部門、グループ会社のトップへのリスクヒアリングを通じ、「リスク管理委員会」及び「リスク管理推進会議」をそれぞれ年2回開催し、経営リスクに対する取り組み状況の確認及び今後発生し得るリスクにつき議論を重ね、必要な対処方法を確認しました。また、当社の危機管理に対する取り組みをより強化するため、拠点ごとに整備済みの「災害対策マニュアル」を全社統一のうえ改正し、周知徹底しました。さらに、大地震等の緊急時取るべき行動をコンパクトにまとめた「防災ポケットマニュアル」を新たに作成し、役職員が休日時にも常時携帯するよう徹底し、地震等を想定した訓練を実施しました。

6 【子会社における業務の適正の確保に関する事項】

子会社の経営管理につきましては、経営企画室において、子会社の経営管理体制を整備・統括するとともに「グループ内取引管理規程」及び「関係会社管理規程」を定め、内部統制システムに関する月次報告を実施しております。「関係会社管理規程」では、同規程で定める事前協議事項について、それぞれの当社主管部門が子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。また監査室は子会社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

7 【監査役に関する事項】

- ①監査役は全員が取締役会に出席し、また常勤監査役は経営会議、執行役員会、リスク管理推進会議、コンプライアンス推進会議等の重要会議に出席して、内部統制に係る組織が担当する内部統制システムの整備、運用状況を確認しております。また、内部監査部門である監査室、会計監査人、子会社の監査役と、それぞれ定期的な会合等により緊密な連携を保つとともに、内部統制に係る組織からの直接的な報告等により、当社及び子会社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。
- ②監査役は、代表取締役社長をはじめとする社内取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ③監査役は、社外取締役会議に出席し、情報の共有・交換を実施しております。
- ④監査役を補助する専任の使用人が所属する監査役会事務局を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従って職務を遂行するとともに、その人事に関する事項につい

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お知らせ・株主メモ

第80回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第80期連結計算書類

連結貸借対照表 83P

連結損益計算書 85P

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 86P



連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	当期末 平成28年3月31日現在	前期末 (ご参考) 平成27年3月31日現在
資産の部		
流動資産	133,668	128,484
現金及び預金	25,150	19,379
受取手形及び売掛金	41,875	42,142
商品及び製品	8,438	8,887
仕掛品	12,428	13,276
原材料及び貯蔵品	31,482	28,552
繰延税金資産	1,271	284
その他	13,026	15,965
貸倒引当金	△ 4	△ 4
固定資産	88,799	87,169
有形固定資産	62,822	60,624
建物及び構築物	56,226	57,353
機械装置及び運搬具	42,421	40,773
工具、器具及び備品	9,652	9,257
土地	9,009	9,531
建設仮勘定	12,815	8,479
その他	239	249
減価償却累計額	△ 67,542	△ 65,020
無形固定資産	226	209
投資その他の資産	25,750	26,336
投資有価証券	20,119	18,167
退職給付に係る資産	122	1,123
繰延税金資産	32	33
その他	5,478	7,014
貸倒引当金	△ 2	△ 2
資産合計	222,468	215,654

(単位:百万円)

科 目	当期末 平成28年3月31日現在	前期末 (ご参考) 平成27年3月31日現在
負債の部		
流動負債	43,702	41,366
支払手形及び買掛金	3,157	2,828
短期借入金	21,957	21,957
未払金	4,927	6,251
未払法人税等	2,838	635
返品調整引当金	16	8
その他	10,804	9,684
固定負債	23,063	23,339
長期借入金	15,000	15,000
繰延税金負債	1,202	1,557
再評価に係る繰延税金負債	1,339	1,413
退職給付に係る負債	66	64
その他	5,454	5,304
純資産の部		
株主資本	143,084	135,351
資本金	19,487	19,487
資本剰余金	1,940	1,940
利益剰余金	122,047	114,313
自己株式	△ 392	△ 389
その他の包括利益累計額	9,891	12,964
その他有価証券評価差額金	3,835	2,432
繰延ヘッジ損益	479	3,559
土地再評価差額金	2,513	2,130
為替換算調整勘定	3,549	4,207
退職給付に係る調整累計額	△ 485	633
非支配株主持分	2,726	2,631
負債・純資産合計	222,468	215,654

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	当期 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	前期 (ご参考) (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
売上高	112,625	110,438
売上原価	45,055	41,859
売上総利益	67,569	68,578
販売費及び一般管理費	47,743	49,087
営業利益	19,826	19,491
営業外収益	866	2,355
受取利息	97	89
受取配当金	363	326
持分法による投資利益	8	44
為替差益	—	1,386
その他	396	508
営業外費用	1,198	264
支払利息	182	201
為替差損	975	—
その他	41	62
経常利益	19,494	21,583
特別利益	0	65
固定資産売却益	0	4
投資有価証券売却益	0	—
関係会社売却益	—	61
特別損失	595	1,570
固定資産売却損	0	33
固定資産除却損	31	346
減損損失	563	973
関係会社出資金評価損	—	217
税金等調整前当期純利益	18,898	20,078
法人税、住民税及び事業税	5,949	5,455
法人税等調整額	123	299
当期純利益	12,825	14,323
非支配株主に帰属する当期純利益	268	248
親会社株主に帰属する当期純利益	12,557	14,075

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	当期 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	前期 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,570	4,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,461	△ 10,683
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,608	10,408
現金及び現金同等物に係る換算差額	285	207
現金及び現金同等物の増減額	5,784	4,925
現金及び現金同等物の期首残高	19,343	14,418
現金及び現金同等物の期末残高	25,128	19,343

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お知らせ・株主メモ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お知らせ・株主メモ

第80回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第80期計算書類

貸借対照表89P

損益計算書91P



貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	当期末 平成28年3月31日現在	前期末 (ご参考) 平成27年3月31日現在
資産の部		
流動資産	124,692	119,374
現金及び預金	20,375	16,598
受取手形	483	525
売掛金	40,824	41,297
商品及び製品	9,081	9,493
仕掛品	10,576	11,102
原材料及び貯蔵品	21,816	19,230
前渡金	11,386	11,676
前払費用	410	447
繰延税金資産	1,085	99
その他	8,658	8,908
貸倒引当金	△ 4	△ 4
固定資産	84,891	82,171
有形固定資産	50,981	47,431
建物	18,329	19,641
構築物	759	821
機械及び装置	8,411	7,075
車両運搬具	7	11
工具、器具及び備品	1,911	2,060
土地	8,751	9,274
建設仮勘定	12,722	8,427
その他	88	119
無形固定資産	113	123
投資その他の資産	33,796	34,616
投資有価証券	18,499	16,547
関係会社株式	1,967	1,967
出資金	49	68
関係会社出資金	8,674	8,202
関係会社長期貸付金	2,215	3,776
長期前払費用	61	95
前払年金費用	932	422
敷金	1,044	1,068
その他	351	2,467
貸倒引当金	△ 0	△ 0
資産合計	209,584	201,546

(単位:百万円)

科目	当期末	前期末 (ご参考)
	平成28年3月31日現在	平成27年3月31日現在
負債の部		
流動負債	41,386	38,948
支払手形	226	232
買掛金	1,138	1,063
短期借入金	21,957	21,957
未払金	4,908	6,085
未払費用	3,248	3,488
未払消費税等	521	1,953
未払法人税等	2,759	580
預り金	176	178
返品調整引当金	16	8
その他	6,434	3,401
固定負債	22,909	22,734
長期借入金	15,000	15,000
繰延税金負債	1,248	1,123
再評価に係る繰延税金負債	1,339	1,413
退職給付引当金	165	264
その他	5,155	4,934
純資産の部		
株主資本	138,459	131,740
資本金	19,487	19,487
資本剰余金	1,940	1,940
資本準備金	1,940	1,940
利益剰余金	117,422	110,702
利益準備金	2,931	2,931
その他利益剰余金	114,491	107,770
特別償却準備金	16	20
繰越利益剰余金	114,474	107,750
自己株式	△ 392	△ 389
評価・換算差額等	6,828	8,122
その他有価証券評価差額金	3,835	2,432
繰延ヘッジ損益	479	3,559
土地再評価差額金	2,513	2,130
負債・純資産合計	209,584	201,546

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	当期 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	前期 (ご参考) (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
売上高	111,103	108,658
売上原価	47,595	43,741
売上総利益	63,508	64,916
販売費及び一般管理費	45,823	47,155
営業利益	17,684	17,761
営業外収益	988	2,293
営業外費用	791	240
経常利益	17,880	19,813
特別利益	0	16
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	0	—
関係会社売却益	—	16
特別損失	590	1,514
固定資産売却損	0	3
固定資産除却損	27	319
減損損失	563	973
関係会社出資金評価損	—	217
税引前当期純利益	17,290	18,315
法人税、住民税及び事業税	5,634	5,096
法人税等調整額	112	271
当期純利益	11,543	12,947

第80回定時株主総会招集ご通知 添付書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 ……93P

計算書類に係る会計監査報告 ……94P

監査役会の監査報告 ……95P



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 ツムラ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 口 潤 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツムラの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年5月6日に、中国での合弁会社設立に関する契約を調印している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 ツムラ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 口 潤 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツムラの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年5月6日に、中国での合併会社設立に関する契約を調印している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整

備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社ツムラ 監査役会

常勤監査役 中山 照也 ㊞

常勤監査役 岩澤 強 ㊞

社外監査役 大内 罔子 ㊞

社外監査役 羽石 清美 ㊞

以上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

お知らせ・株主メモ

認知症への取り組みについて ……………99P

株主メモ …………… 101P



認知症への取り組みについて

日本がこれから迎える超高齢社会において、多くの社会的課題に直面していますが、その中でも認知症は、その対策が急務といわれています。

当社は、2005年より認知症に関する情報提供活動を強化し、2007年には認知症に関するフォーラムの協賛を開始しました。認知症の行動・心理症状(BPSD*)に用いられる漢方薬「抑肝散」を通じた当社の取り組みについて、医療現場と社会の側面からその活動を紹介します。

* BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia(興奮、焦燥感、睡眠障害など)

日本における認知症の現状

厚生労働省の推計によると、2012年に462万人といわれていた認知症の人は、2025年に700万人に達するといわれており、これは65歳以上の高齢者人口の5人に1人に相当する計算となります。

2014年に開催された「認知症サミット日本後継イベント」を受け、その後、国家戦略として策定された「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」は、国民の大きな関心を集めています。

最近では、認知症の診療において、若年性認知症や身体合併症*などが注目されていますが、これら疾患に対して、症状の進行を遅らせたり、緩和する等の薬剤はありますが、根本的な治療となる薬剤がないのが現状となっています。

* 身体合併症: 原疾患と一緒にいくつかの身体の不調があらわれること。患者様の生活の質を著しく損ねるため、その対策が重要視されている

医療現場に対する活動

当社は、医師や薬剤師、看護師だけでなく、介護の現場においても適切な情報提供活動を行っています。医療現場では、通常のMR活動にとどまらず、医療機関や研究機関と連携したエビデンスデータの構築や各地域の認知症対策に対するサポートなどにも力を入れています。

■ エビデンスの構築

抑肝散は、セロトニンやグルタミン酸神経系に作用することが確認されており、神経症等の症状緩和にも使用されています。

2013年には、過去の比較試験の研究成果を統合させたメタ解析*1が報告され、着替え・食事・排泄などの日常生活の基本動作(ADL*2)を低下させないことも明らかになりました。また、高齢の患者様にも安心して服用いただくため、2014年3月に終了した副作用発現頻度調査の結果を安全性情報として医療担当者に伝達する活動を行っております。

■ BPSDサポートエリアプロジェクト(2008年～)

主にBPSDの適切な診断と治療に対応するための医師・チーム医療研修を目的に、2008年より、

BPSDサポートエリアプロジェクト研修



NPO法人「地域認知症サポートブリッジ」の協力を得て活動を開始しました。現在まで、16エリアにて約9,500名が参加しています。

- *1 メタ解析: 複数のランダム化比較試験の結果を統合し、より高い見地から分析すること、またはそのための手法や統計解析のこと。メタ解析は、根拠に基づいた医療において、最も質の高い根拠とされる
- *2 ADL: Activities of Daily Living

社会に対する活動

当社は、認知症の正しい理解や治療方法などを啓発するイベントや、認知症のさまざまな知識、情報を掲載したウェブサイト等に協賛し、認知症対策に対する正しい情報の提供活動などにも力を入れています。

■ 認知症フォーラム(2007年～2014年)

2014年度で活動を終了した「認知症フォーラム」(主催:読売新聞社、NHK厚生文化事業団)は、今までに全国45都市で開催され、延べ約3.5万人の方々に参加いただきました。認知症とBPSDの疾患啓発を中心にした初期の活動として、読売新聞やNHKの認知症キャンペーンとも連動したことにより、高い波及効果を実現しました。

■ 認知症フォーラム.com(2007年～)

当社協賛のウェブサイトである「認知症フォーラム.com」は、認知症の基礎知識や最新医療情報、地域における介護支援の取り組みなどを動画で紹介しています。「認知症フォーラム」の様様を視聴できるだけでなく、医療・介護現場の実態を取材した実用的な動画で構成されています。

2015年度は約60万人のユーザーが訪問し、その閲覧ページ数も年々増加傾向にあります。



<http://www.ninchisho-forum.com/>

今後の展開

■ 「新オレンジプラン」に対応した活動

新オレンジプランは、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という基本的考え方が述べられています。この中で、特に身体合併症への適切な対応が求められていますが、便秘や嚥下困難、食欲不振など不定愁訴の改善に効果を発揮する漢方薬は、ますます必要とされる状況となってきています。

今後、より整備が進む認知症疾患医療センターや認知症サポート医などに対しても、エビデンスに基づいた適正使用を推進してまいります。

■ 「認知症フォーラム」後継イベントへの協賛

2015年度からは、より地域に密着した問題解決型イベントである「地域カンファレンス」(主催:NHK厚生文化事業団、NHKエンタープライズ)の協賛を実施しました。この取り組みは、地域の医療関係者に加え、有識者や当事者、地元企業などが参加し、行政・自治体が主体的に認知症対策を検討し活動する企画です。2016年度は、長野県などでの開催が予定されています。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領 株主確定日	3月31日
中間配当金受領 株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711(通話料無料) 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝祭日等を除く)
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL http://www.tsumura.co.jp/zaimu/index.htm (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

株式に関するお手続き等について

お問合せ内容	証券会社等にて 株式をお持ちの場合	特別口座*にて 株式をお持ちの場合
住所変更		
単元未満株式の買取請求・ 買増請求	お取引の証券会社等へ お問合せください。	三菱UFJ信託銀行株式 会社にお問合せください。
配当金受領方法の変更		
未受領の配当金の 受領方法	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711(通話料無料)	

※株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)に預託されていなかった株主様の株式は、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に「特別口座」を開設して記録、管理しております。

ご案内

少額投資非課税口座 (NISA口座) における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関(証券会社等)を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要があります。

ご所有の株式のうち、特別口座に登録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問合せください。

会場

ザ・キャピトルホテル 東急 1階「鳳凰」
東京都千代田区永田町二丁目10番3号

日時

2016年6月29日(水曜日)
午前10時～(受付開始 午前9時)



交通機関のご案内

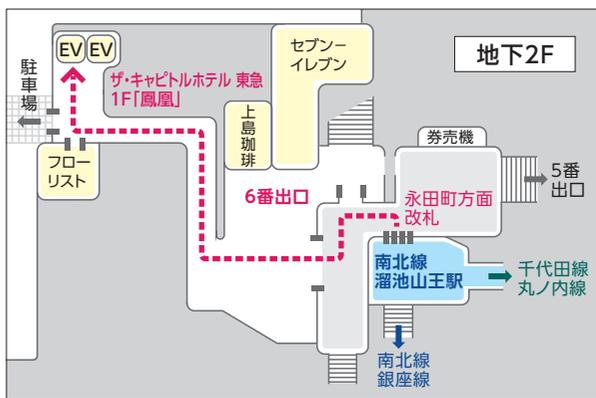
溜池山王駅 →

- 東京メトロ 南北線
- 東京メトロ 銀座線 (南北線ホーム経由)

国会議事堂前駅 →

- 東京メトロ 千代田線
- 東京メトロ 丸ノ内線 (千代田線ホーム経由)

永田町方面改札 6番出口 直結



お問い合わせ先(平日9:00～17:45)

株式会社ツムラ 総務部 総務課
電話：03-6361-7130



この印刷物は、環境に配慮した植物油100%のインキを使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。